

奈良県立

民俗博物館研究紀要

第 8 号

1984

奈良県立民俗博物館

奈良県立民俗博物館

研究紀要

第 8 号

目 次

- | | |
|--|-----------|
| 中世逆修法にみる柿經の存在形態について
—もう一つの柿經の存在を中心に— | 奥野義雄 (1) |
| 当館収蔵織具の比較研究 —糸車— | 大宮守人 (12) |
| 村落における神仏習合の伝承
—秋祭りの御供「ざくろ」の伝承を中心に— | 浦西勉 (24) |
| 副業としての藁仕事について
—平群町の場合— | 徳田陽子 (35) |
| コビキノコギリとその職人 | 横山浩子 (42) |
| 大和の南無天踊り絵馬と用具について
—とくに安堵村飽波神社蔵の
絵馬と用具を中心として— | 奥野義雄 (49) |
-

は じ め に

昭和58年11月で、当館も開館以来10年目に入りお蔭で研究紀要第8号をお届けする運びとなりました。これ偏に県民の皆様或いは、関係諸賢の御指導と御助言のたまものと深く感謝いたしております。

博物館活動の中核となります民俗資料の収集、保存、調査研究、そして展示等学芸員個々の活動に期待するところが大きく、かねて欠員中の学芸員も充足され、チームとしての活動態勢づくりに努力しているところであります。

本冊には、巻頭を飾るにふさわしく、奥野総括学芸員の「中世逆修法にみる柿経（かきまこと）の存在形態について」次に、大宮学芸員の「当館収蔵織具の比較研究」或いは、浦西学芸員の「村落における神仏習合の伝承」等ユニークでかつ興味ある平素の研究、論攷、報告等各学芸員から提起されています。然し、まだまだ充分なものとは申せず関係諸賢の御叱正方お願いいたします。

10年を一つの節目として精進いたして参る所存でございますので、今後とも館運営のため、各位の一層の御指導、御助言をたまわりますよう切にお願いいたします。

昭和59年3月

奈良県立民俗博物館

館長 奥 田 猛

中世逆修法にみる柿経の存在形態について

— もう一つの柿経の存在を中心に —

奥 野 義 雄

はじめに

仏教民俗資料として位置づけられた所謂「中世庶民信仰資料」は、現在、元興寺極楽坊編が資料集大成されて、その集成資料が公にされて久しい。

この仏教民俗資料群の内いくつかは、中近世の住居跡や武家館跡などの発掘調査によって検出された考古資料（納骨器、藏骨器、柿経、笹塔婆など）のもつ機能や用途などを理解させる一助となり、考古学にみる中近世の仏教信仰・文化を〈物〉を通じて解明していく傍証となり得ていることは大過ないところである。

しかし、この所謂「仏教民俗資料」群も、それ自体明らかにし得ない一群があり、現在に至っても機能や用途や信仰内容が十分に理解し得ないものが少なくないようである。

たとえば、「印仏」を例にとるならば、この印仏すなわち摺仏が中世の仏教の信仰形態において、どのように信仰上で機能してきたのか、いかなる場合に用いられてきたものか、さらにどのように時代的展開をしてきたのか、という問題を究明しかつ明確にしてきたとはいえないであろう。

また、同様にして「柿経」も、それ自体、先亡・追善供養の信仰形態にみる一つの供養作法として捉えられ、先学諸氏による論究で明確にされてきたのである。この先学の究明を基盤にして、柿経の存在形態を13世紀から15世紀に至る時期まで垣間見て、柿経を伴った信仰・供養の形態をすでに別稿で素描したことがあり、供養形態の一つとして柿経を位置づけし得ることについては異論のないところである。

だが、この先亡・追善の供養・信仰の仏教上の作法の一つとして「柿経」を捉える反面、このような死者に対する供養の修法ではなくして、生きている者自体が自らの生前の「極楽往生」を願い、この想いを遂げたいという願望によって「逆修法」を行ない、この逆修法にみられる「柿経」の存在とその展開、そしてその変貌などについては、余り注視されてきたとはいえないのである。

ただ、「柿経」を主題とした所以に、「逆修」に伴った柿経に関する好史料を繙きながら柿経と逆修とのかかわりについては触れられることもなく、柿経の存在に焦点が絞られてきたといえるが、仏教信仰の供養形態の一方で先亡・追善があり、他方で逆修があって、この両者に深くかかわりあっていたのが柿経であると考えられる。そして、後者の逆修と

柿経との繋りと、いかなる機能・用途を柿経がもち、どのように時代的に展開していくかを検討していくことによって、〈柿経〉に対する一つの供養形態が明らかになるであろうと想定し得る。

そしてまた、ここでは、すでに別稿(「古代中世の逆修について—逆修からみた中世民衆文化の創造によせて—」・『奈良県立民俗博物館研究紀要』第6号(昭和56年度)所収)で逆修法について究明した折に、若干逆修と柿経のかかわりについて触れ、柿経のもつもう一つの存在形態のあることを検討課題として提示した点から考え、さきに述べた逆修法における柿経がどのように機能していったかを考察しながら、この修法において柿経がいかに変貌し、展開していったかという点にまで行論していきたいと考えている。

したがって、小稿では逆修法については別稿に譲り、柿経にかかわる逆修法に焦点を絞って考察していくことを、まずことわっておくことにして、次に「柿経書写」自体の信仰を概観していくことにしよう。

1. 中世後半の柿経にみる信仰形態

柿経の書写は、すでに別稿(「中世仏教信仰におけるこけら経の存在形態」・『元興寺仏教民俗資料研究所年報』1974年所収)で忌日供養の形態として捉え、13世紀から15世紀に至る柿経と供養形態を提示してきたごとく、忌日供養の形態の一つであることは明らかであろう。

たとえば、すでに別稿でも列挙した史料の一つとして、ここで再挙するならば、『実隆公記』の文明十一(1479)年五月十八日の条に

今日、故筑後前司盛淳^(世)三七之忌辰□、設小斎請宝林院、及晩年月率都婆面書寿量品遣元盛男許、為彼追善也、

とみえ(傍点・傍線=奥野、以下同様に略す)、「故筑後前司盛淳」の「三七之忌辰(三七日か、二十一年忌を指すものと思われる)」に「率都婆面」へ「寿量品」を写経したことが窺えるのである。

同様に先亡・追善の供養の柿経書写を表わすものとして、『大乘院寺社雑事記』(以下『雑事記』と略す)の明応三(1494)年四月廿七日の条に

一四十九日佛事今日結願之、己心寺籠僧等九人極楽坊御墓所ニ烈参懃行了、歸寺□□^(世)在之云々、率都婆三十二本自己心寺持来、打□□十三本、南方十九本、番匠自自□□之御經數十部同、每事無爲喜入者也、夕方予参詣了、法花・隨求等少々大安寺之墓原ニ送遺之、

とあり、さらに『雑事記』の同じ明応三(1494)年の五月五日の条にも、

一又七日々々本尊七補圖繪供養、
地蔵本願經頓寫三部・隨求頓寫三部・法花頓寫一部、
御石塔一基造立供養

一面々結縁方率都婆合三十二本・八万四千塔・法花經十六部四五少々之 同擢寫經二部・壽量品一卷・理趣經十卷・隨求一部・本願經五部・一日百万遍念佛・法花經同音

とみえ、追善供養として諸々のことが営まれたことが理解できるとともに、「率都婆」経＝柿経書写があったことを知る。そして、この五日の条の「八万四千塔」が、後世に至ると「八万四千本」という明らかに柿経＝卒塔婆経であったことを窺知し得るのである（『多聞院日記』の天文十五（1546）年八月廿七日の条）。さらに、この条に見える営みの一つとして「百万遍念佛」の称名があったことも理解できる。

このように15世紀後半における「柿経」の書写と併せて石塔造立や「隨求」陀羅尼経・法花経頓写、そして百万遍念仏・法花経の称名が供養作法として存在していたことが理解し得る。

一方、同じ時期に営まれた逆修法にみる柿経すなわち史料での用語でいう「率都婆」の存在を次の史料から窺うことができる（この史料は逆修および柿経について再三引用される好史料である）。すなわち、『雑事記』の文明七（1475）年二月十九日の条の「十三部経逆修日記」云々と記載された記録がそれである。若干長文に亘るが、逆修法についての詳細と柿経とのかかわりが窺えるので、全文を掲げることしよう。

一極楽坊十三部經事相壽注進之、

十三部經逆修日記

經木 三十四部、代四貫四百廿文、一部別百卅文ツ、此内并ハ五輪刻貫、

率都婆 十三本、板代一貫八百文、一寸二分、

同面本尊 代一貫三百文、

僧衆四十八人布施四十貫 人別一貫、

導師布施 十貫文、

十種供樂人十人二貫 人別二百文、

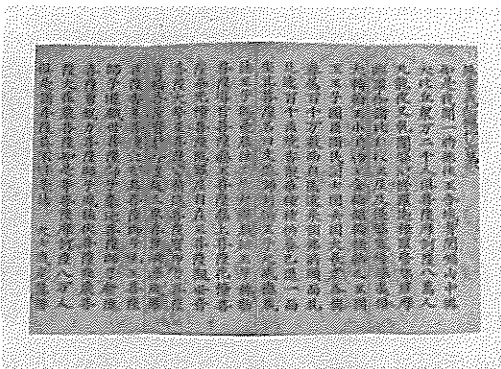
油二斗五升蠶、五貫文

炭七荷 一貫四百

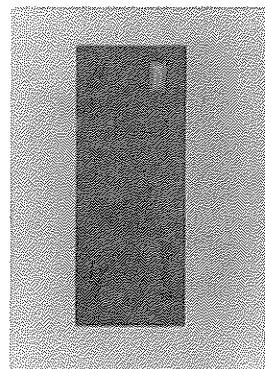
茶十斤 二貫文

筆八十卷（筆）四百文

墨 貳百文



▲柿経手本経（重要民俗文化財）



▲同左・表紙（同）

十三部外四部經四貫文<sup>以合十七部、可八万四千
基率都婆用也</sup>

合七十二貫五百四十文

同厨方日記

時^(釋)新每日一石二斗宛 合十八石^{基率、日分、}

別物毎日六百文宛 合九貫文^{十五個日分}

(F 略)

とあり、この十三部經逆修において用いられる卒塔婆に二種類存在していたことが窺える。すなわち、

- ① 十三本の率塔婆 (寸法・一寸二分→約4 cm程)
- ② 八万四千基の率塔婆 (寸法不詳)

という2種類で、①の卒塔婆は柿經というべきものではなく、むしろ②の卒塔婆が柿經と考えるべきものであろう。

また、この逆修法において「經木」が34部(本)あり、この内30本は五輪塔型に刻まれていたことも窺える。

さらに、この「逆修日記」にみる卒塔婆の在り方と近似するものとして、さきに触れた明応三(1494)年五月五日の条の「面々結縁方率都婆合三十二本・八万四千塔」という記載がある。このような近似した形態は、同じく『雜事記』の同じ明応三年四月六日の条並びに七日の条においても窺えるのである。すなわち、

[六日の条]

一八万四千率都婆遣己心寺、專重勸也、明日於彼寺可述供養、捧物送之云々、

[七日の条]

一三七日御佛事、二貫文下行、

地藏本願經頓寫之、文殊圖繪供養之、八万四千基率都婆百万反念佛修之、專重申沙汰

二十五三昧之五輪三十送己心寺了、

という記載がそれであり、供養すなわち追善のために、「八万四千基」の率塔婆が用いられたことがわかり、この八万四千基の卒塔婆が「柿經」であることは大過ないところであろう。そして、追善供養に伴なって「百万反念仏」が修せられ、亡者に対して極樂往生を願うべき「二十五三昧」の営み、すなわち二十五三昧講式が存在したことも理解し得るのである。

このように「柿經」=「率都婆」を通じて窺ってきた中世後半における信仰には、先亡・追善の供養に伴なう形態と、逆修法つまり一種の生前における自らの死後→死者の供養に伴なう形態の二系譜が存在し、この両者が中世後半とりわけ室町時代の仏教社会の特色を表わしているといっても過言ではあるまい。

では、次に「柿經」を通じて、中世後半における逆修法について窺っていくことにしたい。

2. 中世逆修法にみる柿經の存在

中世の仏教信仰において供養形態と捉えられる先亡・追善の供養、逆修法の供養の二形

態があり、この二形態において柿経が存在することを指摘したが、ここでは逆修において柿経がどのような内容で存在するかをみることにしたい。

しかしながら、この逆修法における柿経＝卒塔婆と異なる〈卒塔婆〉の存在することをまず理解する必要がある。

なぜならば、〈卒塔婆〉であるが〈柿経〉とは相違したものであることを確認した上で検討しなければ、〈柿経〉の存在を曖昧にすると考えられるからである。

すなわち、『大乘院寺社雑事記』の明応七（1498）年六月晦日の条にみる、

逆修方

一率都婆十三本^{又三本}、材木代四貫文^{一貫百文}、

同繪^{一貫六百文}、同梵文^{一貫計、番匠針^(釘)}

一法花経十三部七貫五百文^{敷^{五百ツ}}、

一導師供養等布施七貫五百^{敷^{毎日五百文宛}}、

一米十三石^{十斗}、錢十三貫

大綱四十八貫計

（下 略）

とあり、ここにみる「率都婆」は、柿経と考えられるべきものではなく、「同繪」「同梵文」という記載から〈繪塔婆〉といえよう。

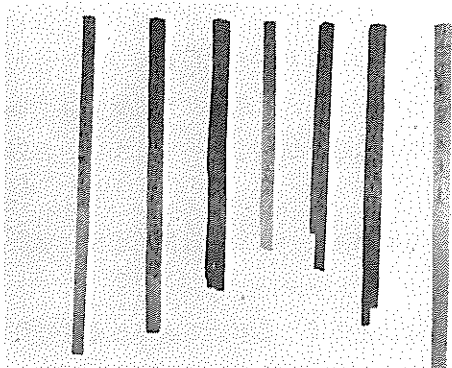
このことは、すでに触れた『雑事記』の文明七（1475）年二月十九日の条の「十三部経逆修日記」にみる「率都婆^{十三本、板代一貫八百文、一寸二分}、」という記載の「率都婆」も同様な種類のものであり、同質の機能をもったものであることを示唆する。この「逆修日記」において、柿経と考えられるのは「十三部外四部経四貫文」云々という記載の割注にみえる、

以合十七部、可八万四千基率都婆用也、

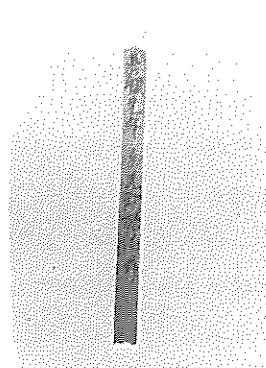
という文言が〈柿経〉であることを示しているといえよう。

さらに、『雑事記』の明応三（1494）年五月五日の条の記載も、このことを端的に表わしている。すなわち、

一又七日々本尊七^(繪)補圖繪供養、



▲ 柿 経（重要民俗文化財）



▲ 柿経（嘉禄元年銘）

地藏本願經頓寫三部・隨求頓寫三部・法花頓寫一部、
 一面々結縁方率都婆合三十二本・八万四千塔・法花經十六部此内頓寫少々在之同摺寫經二部・
 壽量品一卷・理趣經十卷・隨求一部・本願經五部・一日百万遍念佛・法花經同昔、
 という記載がそれである。ここでも二種類の「率都婆」があり、一方は「三十二本」、他方が「八万四千塔」であったことが窺えるのである。

一方、この逆修法において、同様な内容・機能をもつ卒塔婆として、少し時期が遡るが、『經覺私要鈔』の長祿二（1458）年四月八日と四月廿日の条にみえる「率都婆」を挙げることができよう。すなわち、

(1)四月八日の条

爲逆修自今日持齋、例式也、
 勤行事、

法花・唯識講問一座心經卅頌、荒神・聖天呪各廿一反（中略）隨求陀羅(B)百反
 光明眞言念仏卒都婆(一本刃)念仏二百反

(2)四月廿日の条

今日逆修第二七日也、尺迦名号千反唱之光明眞言卒都婆一本書供養之、（下略）、
 とある「光明眞言卒都婆」を一本ずつ初七日から七七日まで書写するのである—この各七日ごとに書写することは、この時期より以前すなわち宝徳四（1452）年四月十四日の条に「自今日例式逆修爲之、予持齋、受戒了」云々という記載があり、この末文に「七日七日卒塔婆一本、十王本地呪千反可唱之」とあることや、同『私要鈔』に「逆修初七日」「逆修二七日」「逆修三七」「逆修四七日」「逆修五七日」「逆修六七日」「逆修七七日」云々とあることから明らかである〔このことは、すでに別稿（前掲書、『博物館研究紀要』第6号所収）でも触れたところである〕—が、この場合の光明眞言の念仏を書写した卒塔婆は合計七本であるが、どのように用いられたかは明確ではない。

ただ、先亡・追善の供養形態にみる卒塔婆と表裏一体の用途をもつと想定するなら、次の記載が示すごときのものであると考えられるのである。すなわち、この時期より少し下るが、『宣胤卿記』の永正十四（1517）年四月十二日の条の「今日北堂十七回正忌也」という条々にみる、

作善目錄 毎日彫刻之本塔婆二千本、内二百本、文由時三十四本、
 今日流河、七ヶ日七本立願前。

とあるごとく先亡・追善の供養の卒塔婆の内、七日間（初七日から七七日までの七ヶ日と考えられる）での書写卒塔婆は七本とも墓前に立てるのであるが、逆修法の供養では「墓前」に伴なった供養でないため、これに関連する場所—仏壇・仏前など—ではないかと想定し得る。

したがって、逆修法における「率都婆」には、絵卒塔婆あるいは光明眞言卒塔婆のほか
 に柿経=卒塔婆の複数のものであることを知る。

では、中世とりわけ室町時代後半における柿経とは、どのようなものであったかを検討することにしよう。

ただ、すでに逆修法において、柿経と考えられる「八万四千塔」を糸口に、中世逆修法と柿経の繋りを究明することからはじめることにする。

まず、少し時期が下るが、この「八万四千塔」なる文言が柿経と考えられる所以を、『多聞院日記』の天文十二（1543）年二月十三日の条を繙くと

一坊主ノ逆修ノ一周忌^廿、當リ經大佛頂經漸寫書懸了、并八万四千本ノ内一束請取了、とあり、さらに同『日記』の同年の天文十二年の二月十八日の条にも
一當坊逆修被結願了、今日彼岸結日也、當坊ノ一周忌也、アタリ經大佛頂經一卷六把半余在之、書了、

とみえ、「一束」「六把半」という用字にみるごとく、すでに別稿（前掲書、『元興寺仏教民俗研究所年報』1974年刊所収）で論究した先亡・追善の供養における柿経写経の形態と同様な数量の呼称を表わしている。すなわち、別稿で列挙した先亡・追善の供養における柿経について若干例を挙げると、『実隆公記』の文明十一（1477）年九月三日の条にみる「青蓮花院十三回忌」の条々に

今日恒例普門品百卷勸家中入令讀誦之、般若心經三卷書之、（中略）入夜無量壽經上、
率都婆面一二把立筆、是爲圓大師追善也、

とあり、「率都婆面十二把」に「無量壽經上」を写経したことが窺える。また、柿経＝卒塔婆の写経法の記載を示す好史料として引用される『勝尾寺文書』の延慶二（1309）年九月二十九日付の「法華經并開結心阿弥陀經配卷」にも、「一卷行数五百十行 率都婆ナニ把十五^(本)」、
「二卷行数五百九十四行 率都婆十四把十七本」そして「無量義經行数四百六十三行 率都婆十一把十二本」などと明記されていて、「何把」「何本」という数量値で呼ばれていたことが、これによってわかるのである。

このような呼称で柿経が数えられていたことは明白であるとともに、『多聞院日記』の天正十三（1585）年閏八月十二日の条にみえる「於蓮成院當方逆修出了、頓寫一ワ長得書之」という文言や、少し時期が遡って天正九（1581）年八月廿一日の条の

一八万四千本ノ内、一人別二部八十把仕立遣之、出錢四升四合^十、出来^廿 一升出了、という記載からも窺える。

したがって、さきの『日記』に数多く散見する逆修法にみる「八万四千」云々という記載にみる卒塔婆は明らかに〈柿経〉の写経を表現したものであり、同じ供養形態にみる先亡・追善の〈柿経〉とは別に存在していたことが理解し得るのである。

3. 逆修法における柿経写経体制の描写

念仏信仰とりわけ供養形態において、柿経＝卒塔婆が、先亡・追善供養に用いられるのみでなく、逆修法（現実にはこの修法も自らの供養を意図する仏教的作法である）にも用いられていたことを提示してきたが、ここででは、この逆修と柿経との繋りを写経上の内容について行論していくことにしよう。

ただ、柿経写経の作法・配卷については、さきに若干触れ、かつ別稿（前掲書『元興寺仏教民俗資料研究所年報』1974年刊所収）で究明したごとく、1200年代から13

00年代までと、1300年代から1400年代までと、さらに1500年代以後の三段階に亘って柿經の写經作法・配巻や写經主体に変化をみせていることを指摘したが、本来の写經作法・配巻や写經主体は、古く料紙による写經体制を踏襲してきたものである。この踏襲された写經体制の柿經の書写においては、すでに触れた延慶二（1309）年の「法華經并開結心阿弥陀經配巻」と関連する史料である嘉禎元（1235）年十二月二十八日付の「僧聖舜寄進田畠置文」の、「僧聖舜入滅之忌日」に柿經＝卒塔婆を書写せしめた記載がみえ、「書_レ寫_レ法_レ則_レ者、当_レ山_レ塔_レ内_レ若_レ者、本_レ堂_レ内_レニ_レテ_レ十_レ六_レ人_レ別_レ座、每_レ事_レ如_レ法、可_レ被_レ書_レ寫_レ之」云々と記載されているのである（『勝尾寺文書』所収）。

この文言は、入滅後の忌日に対する柿經写經であり、先亡・追善供養に属する柿經であるが、同じ供養形態の逆修法における柿經写經体制は、先亡・追善供養の柿經と同様であるのであろうか。それともこれとは相異した写經体制であったのであろうか。

この問題点を全面的に解く史料は現時点ではないが、この点を解くべき糸口となる断片的な史料はいくつかあり、この史料を手掛りにするしかないといえる。すなわち、糸口となるべき史料を列挙すると次のごとくである（すべて『多聞院日記』所収）。

(A)天正七（1579）年二月廿六日の条

經ノ配巻ニ惣珠院へ出了、大牛房ニウ遣之。西浄名院中藤得請了、一瓶・爾種遣之、

(B)天正十一（1583）年二月八日の条

於興善院八万四千本逆修在之、出了、加行者長俊房・蜜禪・顯實、へ錫一對・一盆ツ、遣之、夕部後夜入堂付、以之外引剝興盛之間、爲心懸下部一人ツ、アトニ遣へき通也、惡黨更不可云加行者ト、万一於不慮者慮者還而不可然之田各申合了、

(C)天正十二（1584）年二月十九日の条

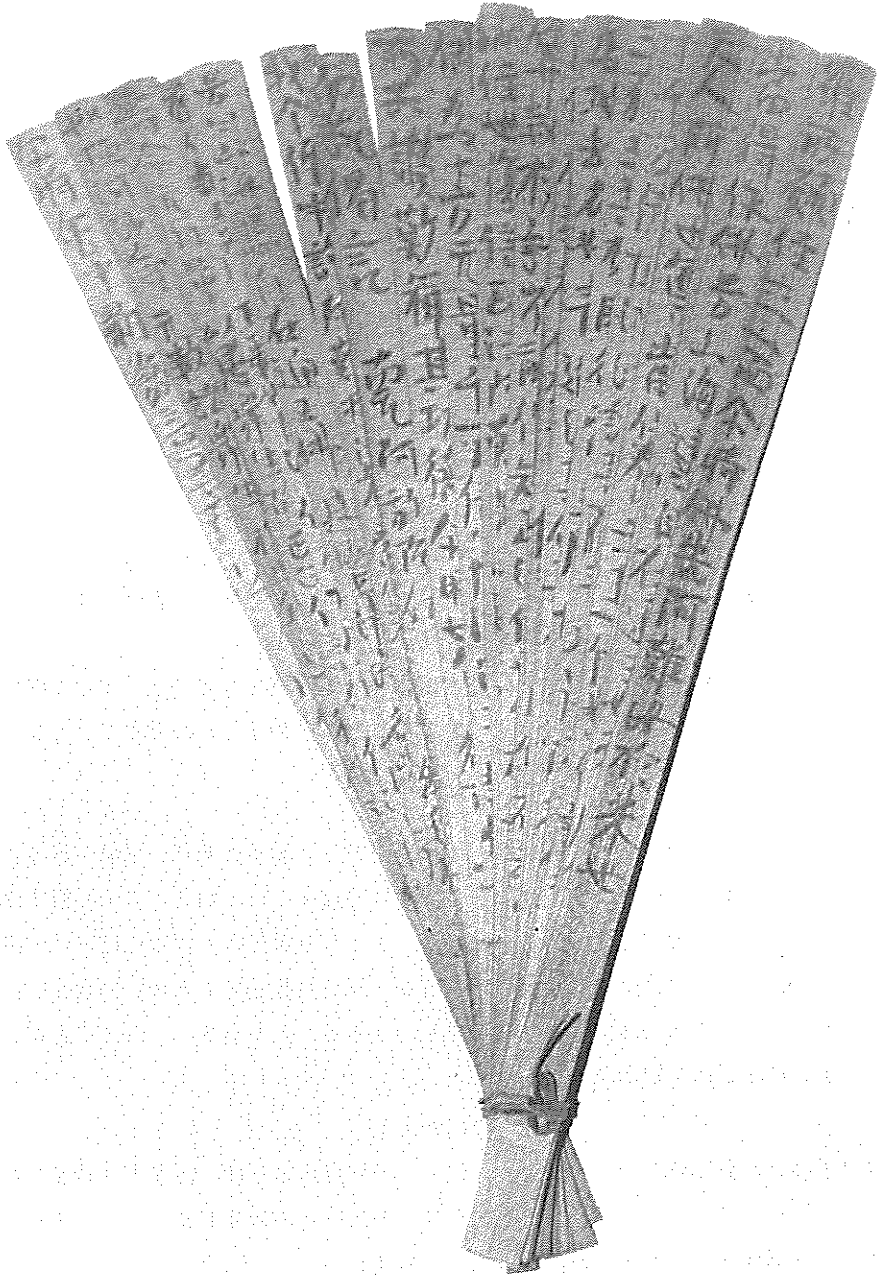
八万四千本逆修頭役沙汰之、人數十五人皆出了、結縁衆香歎房・長賢、_マ・堯舜、_マ・長賢房、_マ・專識、_マ・陽教、_マ・明禪房、_マ・堯舜、_マ・香賢、_マ・學乘、_マ・良光、_マ・寛乘、_マ・淋思、_マ、以上、蜜供養般若寺妙光院沙汰之、

以上の三史料 ((A)~(C)) がそれぞれであるが、この内、(B)史料の「惡黨更不可云加行者ト」云々という記載は、すでにみた嘉禎元（1235）年の「置文」にみる、

近代不法之類、或白衣或裸形ニシテ、於不浄之处、書写之条、雖有作善之号、其功德不幾という「不法之類」を表わすものと考えられ一般的にいう社会通念上の「惡黨」を表現したのではないであろう。また、この逆修に「加行」する者は、(C)史料にみるごとき「結縁衆」であり、天正十二年の八万四千本の逆修法においては院家とほか「人數十五人」(計16人)であったことが理解し得るのである。

このことは、すでにみた「置文」の「一日内可被書写供養二分經之定、書主十六人」云々という文言による写經(書写)集団の形態を受け継いでいると想定し得る。

さらに、注視すべき点は、(A)史料の「經ノ配巻」云々という文言である。この「配巻」とは、すでに触れた延慶二（1309）年九月二十九日付の「法華經并開結心阿弥陀經配



▲柿 経 (扇形・重要民俗文化財)

巻」にみる「二分者」「三分者」云々という一種の経巻の書写区分が想定し得る。いいかえると、一行に何文字かを記入して、一卷の經典を二分（二分法）あるいは三分（三分法）に分けると、何百何十何行（前半・二分法）と何百何十何行（後半・二分法）になるというように經典の行数を配分する法則である（この「配巻」については、『日本仏教民俗基礎資料集成・元興寺極楽坊Ⅵ』の集成資料群を参照されたい）。

したがって、(A)史料にみる「經ノ配巻」とは、

(a)天文十二（1543）年二月十八日の条

當坊逆修被結願了、今日彼岸結日也、當坊ノ一周忌也、アタリ經大佛頂經一卷六把半余在之、書了、

(b)天文十五（1546）年八月十五日の条

數寄如例、大隨求ダラニ逆修於福聚院在之、出了、經十七把頓寫了、
とみえる經典が用いられたものと考えられる。

このことは、すでに(a)史料と同年月の十三日の条の史料を挙げたが、同日条にも「當り經大佛頂經漸寫書懸了」云々とあることから理解し得るところである。

これらの史料 ((A)~(C)、(a)~(b)) から、逆修法における柿經の写經体制が、12世紀以来の作法を受け継ぎながら行なわれていたことがわかる。

しかしながら、写經（書主）者が寺院内の僧侶によるものではなく、各院坊からの「加行」の者たちで組織されていたように理解できるとともに、「配巻」においては、(A)史料によるかぎり、事前に打合わされていたものと考えられる。

ただ、同じ供養形態としての先亡・追善供養での柿經の書写方法では、すでに別稿（前掲書、『研究所年報』1974年刊所収）で触れたごとく、『師守記』の貞和二（1346）年二月五日の条にみる「御供養仏經」の

一、頓写經一部十一卷<sup>中佛樂師
家君以下令書結了</sup>

という文言や、「一部 一日頓写率都婆面、師一以下書写」云々とあり、写經（書写）主体に変化があり、逆修法の柿經写經（書写）主体とは異なることを知る。この写經主体の変化は、經典の配巻にも変化をみせるであろうが、1300年代における先亡・追善供養の柿經については、ここでは触れないことにするが、同じ供養法であるが、柿經を中心に検討してきたかぎり、両者の展開には相異したものがあることを指摘しておくことにとどめ、逆修法における柿經の写經体制の素描としたい。

結びにかえて

先亡・追善の供養形態の一つの仏教的作法として柿經の書写は、従来より異論のない論究として捉えられてきた反面、この先亡・追善と表裏一對の供養形態としての逆修法にみる柿經の存在形態は余り究明されなかったのである。

この検討の余地のある逆修と柿經について窺ってきたが、すでに別稿（「古代中世の逆修について」・前掲書所収）で行論した逆修法の形態が1500年代とりわけ同年代後半において変貌していくのと軌を一にして、柿經の存在形態も変化してきたと考えられるようで

ある。

そして、すでに検討を加えたごとく、1400年代までの逆修にみる柿経すなわち卒塔婆の存在は、「光明眞言」など眞言を書写したものではないかと想定し得るのである。

このことは、すでに触れた『雑事記』の文明七(1475)年二月十九日の条の「十三部經逆修日記」にみた三十四本の「經木」、明応三(1494)年五月五日の条の「率都婆合三十二本」、さらに明応七(1498)年六月晦日の条の「率都婆十三本^{※*}」と記載されている卒塔婆などの存在を、どのように理解すべきかも問題となろう。

これらの記載にみる「經木」「率都婆」は明らかに〈柿経〉＝〈卒塔婆〉とは異なったものであり、1400年代にみる「率都婆」と同一線上で考えるべきものであることを、ここで提示し、中世の逆修法における柿経の存在を明確にすることに焦点を絞ったにすぎない。

ただ、先亡・追善における卒塔婆として理解されてきた所謂仏教民俗資料の一つである〈柿経〉の資料群には、『雑事記』や『日記』にみる「極楽坊逆修」「於極楽逆修」云々という記載が示唆するごとく、逆修法とかわりのある柿経の存在を再考する必然性があるのではなかろうか。

したがって、この逆修法にみる柿経の存在形態を知る手掛りあるいは糸口として、逆修の修法における仏教的作法・内容を分析する、この基礎的操作(作業)がのこされているといえよう。

このことは、元興寺(極楽坊)に現存する柿経のみではなく、当麻寺、不退寺、円成寺、金峰山寺、西大寺(以上奈良県内)、慈眼院(大阪府・泉佐野市)、金山寺(岡山県)、中尊寺(岩手県)、そして立石寺(山形県)などで検出されている柿経の再考を余儀なくさせるであろう。

一方、ここではほとんど触れなかったが、この中世後半とくに1500年代には、彼岸と柿経の書写・写経が関連することを知る。

すなわち、『多聞院日記』の天正七(1579)年二月廿三日の条に
彼岸中日ラカン供了、ヤト兩人辻源左夫婦請了、(中略)、西ハシノ井ン經五ワ在之、一ワ禪識、書之、四ワ私書之、春聖房弔經也、マリアタリ へ、
とあり、彼岸の中日に五把の柿経の写経が行なわれたことが窺えるのである。同様に天正十(1582)年九月二日の条においても「ヒカンノ中日經一把書遣之、不出、中日頭蓮成院」とあり、柿経は彼岸中日と深いかわりをもっていたことがわかる。

また、彼岸と柿経との繋りを示す史料は、これ以外に同『日記』に散見するが、この1500年代の前後の時期には、この関係はどのようなものであったかも、今後検討すべき課題といえよう。この問題提起をもって結びとしたい。

(1984. 2. 18. T)

追記：本稿中の掲載写真は、すべて元興寺(極楽坊)辻村泰善師のご協力によるものである。

当館収蔵織具の比較研究 1

—糸車—

大 宮 守 人

はじめに

当館には、40台の織織機をはじめ、糸車、糸車、座繰り、経台の他、麻糸用の用具である、苧桶やヘソ車などが多数収蔵されており、江戸初期から奈良及びその周辺で盛んに行われた奈良晒や、江戸後期に盛況を呈した大和木綿や大和緋の様子を物語る物的証拠となるものである。

一方、大和緋や奈良晒も現状では往時の面影を偲ぶのもむずかしい状況であり、江戸時代以来の物を通しての変遷の跡を辿るのも容易ではない。しかし、当館に収蔵された多数の織織り用具などの有形資料により、個々の違いを明らかにし、比較整理することで、その変遷の足跡を辿るのではないかと考える。

ここでは、まず織りの用具の中から、糸車を取り上げ、形態的な違いを追求することによって地域的特色と時代的変遷の跡を探ってみたいと考える。

糸車は、紡績糸が使われるようになってからは、木綿織りの場合緯糸を杼に入れて使うために笹竹の細い管に糸を巻き取る用具として主に使われた他、必要によって2本繰りなどの繰り糸を得る場合に使用されたが、紡績糸の普及以前は綿から糸を紡ぐための用具として重要なものであった。しかし、今日ではこの用具を製作した人々もすでになく、その形態から探究しなければならない現況にある。

1. 当館の糸車に見る2系統

こうした主な用途の変遷が形に結びついているものかどうかは断言できないが、収蔵されている糸車は、形態的にはっきりと2系統に分類できる。

(1) 車輪の造り

Aの系統は、細い車軸の両側に十文字型の輻を持ち、左右それぞれの輻の頂上へ円周に沿って2本の皮付の竹材をまわし輻の先端へ竹釘で打ち付けると共に、この竹材の両端は重ね合わせて糸で括りつけ固定している。そして錘を駆動させるための糸のベルトを受ける部分には2本繰りの極細の縄が千鳥状にからみつけられている。

一方、Bの系統では桐で作られた太い車軸の両端に24本ずつの輻を立て、左右の全ての輻の先端には柄を立て、皮付の竹材を横に置きその上から円周に合わせて皮付の竹材を

まわし、穴をあけて輻の先端の杓にこれを通して位置を決め、両端を重ね合わせて糸で括り固定している。

Aでは、円周の部材を竹釘で打ち付けて固定しているのに対し、Bでは輻の先の杓に入れるように穴をあけて動かないようにし、周囲に廻した竹材の両端を重ねて結びつける事で固定しており、結びがなくなれば簡単に脱落する構造となっている。

(2) 錘の取り付け方

また錘の取り付け方も両者は異なる。錘を保持するのに小さな柱を2本、車に対して直角に立てている点は同じであるが、その取り付け方がAでは、2つ折りにした竹の子の皮を車側に向けて小さな柱にくくり付け、竹の子の皮の折り目に錘の軸を通して取り付ける^{〔写真3〕}。

Bの方では、錘を保持する柱2本に車の方に向けて直径5ミリ程度の穴を、1本あて上下2コ開け、それに竹の子の皮で作った細い三ツ縄を通して結び、錘の軸を受ける輪を設けている^{〔写真4〕}。軸受けの素材として双方とも竹の子の皮を用いているが、取り付け方は全く違っている。

(3) 台の形態

Aでは、車側と錘側の台木の寸法が同一であるのに対し、Bでは車側の台木と錘側の台木の形に違いがあり、車側の台が錘側の台の約倍の長さに作られ、さらに使用者の右膝で押えて使うために車輪の支柱の手前から膝側にかけて先端まで傾斜が付けられている^{〔図2〕}。

またAでは、使用者側から見て外側になる両方の台裏にそれぞれ高さ15cm程の脚が付けられ、正規に置いた状態でも台の外側が持ち上げられる格好で床面に対して使用者の側へ20°程の傾斜を持って位置することになる。

一方Bには、本来は水平に置き、右膝で押えて使用した形態を示しているが、台の外側へ後付けして、床面から車側の台を8.5～11センチメートル、錘側で5.5～7.5センチメートル持ち上げて、車側の台で10°～12°の傾斜がつくように改造が加えられている。Aの場合に比べて傾斜の度合いがゆるやかであるが何らかの必要で後になって行われた改造である。

このBの後付けの脚は使用頻度により傷み易かったようで何度も取替えられた様子が釘跡として残っていた。すわりの悪い1台のB型の脚を取りはずしたところ、複数の丸や角形の釘穴がそのまま残されていた^{〔写真5〕}。

この例では車側の台には3個の丸釘の抜き跡と2本の丸釘、さらに7個の角釘の跡と頭部を欠いた2本の角釘が残されているのが見られ、また錘側の台には2個の角釘跡と2個の丸釘穴が見られた^{〔写真6〕}。

このように丸釘と角釘の跡が混在しているのは、後付けされた脚の取替え作業に時期的な前後関係が存在するためであり、角釘は時代的に古く、丸釘はその後の改造であるといえる。

他のB型の場合にも多かれ少なかれ角釘跡と丸釘跡の混在が見られるので普遍的な傾向であるといえるが、角釘がこうした改造・修理等に使われた可能性のある時代は少くとも

幕末～明治時代初期頃ではなかったかと推測される。

当民俗博物館で収蔵する11台のB型のうち製作後に脚を装着した状態のものや、その痕跡を残すものが9台あり、そのうち角釘の痕跡や現物を確認できたものが5台あった。

またA型では最初から傾斜させるための脚が製作時に装着されていたものが50台のうち48台であり、残りの2台は後付けされたものであった。

しかし、この2台とも角釘によって後付けされ、後に補強のために打たれたと見られる洋釘が2～3本まざっているが、A型であっても元は傾斜用の脚のないものが存在したことを窺わせる。

2. 文献にみる糸車の姿

糸車の姿は江戸時代の文献の図中にも散見できるので、2～3当館収蔵のものとの比較資料として取り上げてみたい。

天保4年刊(1883)の『綿圖要務』には近畿地方の綿作の様子を紹介する中の挿図に「大和・河内・和泉の三ヶ国の田家にては、女にかぎらず、男もみな糸をつむぐなり」という説明を添えて、男が糸車を使って綿から糸を紡ぐ図(註1)(写真7)が示されている。

この図では右膝で車側の台を押え、左手で錘の先から綿糸を紡ぎ出している様子が描かれており、錘の取り付け方は不明確であるが使用者のしぐさはかなり正確に描写している。車の構造は、比較的太い軸に多数の骨を立て周囲を竹材で巻いたものと思われる。当館収蔵のB型に近い構造ではないかと考えられる。但し、B型では骨の数が片側に24本あるのに対し、この図では19本しか数えられない。これは図の省略であることも考えられるが、竹の細材ではなく、やや太い木製の角材骨を使っているのかも知れない。

使用風景を正面から描いたこの図では傾斜させるための脚の存在が明確になるはずであるが、床に水平に置いて使用している様子である。

また正徳3年(1713)序刊行の『和漢三才圖會』には「紡車」と書いて「糸よりくるま」と読ませている。この挿絵(註2)にあるものは収蔵資料のA型と車輪の形が同一と見られる。

つまり、十字字型の骨に竹材を廻し、左右の輪の間に細縄をからげてネット状に張っているというものであろう。但しこの図の糸車にも傾斜をつけるための脚は装着されていない。

元禄3年(1690)の序のある『訓蒙図彙』という、絵入り百科事典の草分けであり、『和漢三才圖會』にも大きな影響を与えているといわれるこの書物には「紡車(註3)(写真8)」として「今按いとよりくるま」という説明と共に、当館A型と同型のもものが挿絵に描かれている。描写の角度も取っ手が停止している位置が違うのと『和漢三才圖會』には紡ぎかけの綿筒(じんき)を描き添えている点を除いては全く同一であり両者のかかわりの深さが窺える。従ってこの図にも傾斜させるための脚は装着されていない。

『綿圖要務』の著者大蔵永常は明和5年(1768)豊後国日田郡隈町に生まれ、18才

の寛政8年(1796)に大坂(阪)に出て34才の時(1802)に『農家益』を著わしたのをはじめ、文政8年(1825)に大坂を離れて江戸へ移るまでの23年間に9冊の農書を著述出版した。この中の一冊である『農具便利論』^(註4)でも見られるように、今日の大阪周辺の詳細な見聞を中心に中国地方から関東地方に至る各地の土質と農具、及びそれぞれの地域の農業知識を比較し客観的に紹介する姿勢を貫いている。

こうした点から、『綿圃要務』の内容が畿内の先進的綿作地域の栽培知識を紹介する目的で著され、大坂に在住した頃の著述でもありここに描かれた図は幕末の畿内の農村生活の様子を知る資料としても信頼できるものといえる。

『和漢三才圖會』の著者、寺島良安も正徳から享保頃にかけて活躍していた大坂在住の学者であったし、『訓蒙図彙』の著者、中村揚斎^(註5)は江戸前期〔寛永6年～元禄15年(1629～1702)〕の朱子学派の儒者で京都の人であった。^(註6)ここにあげた3例共、大坂又は京都にあった人物によって著わされたものであり大和地方の糸車も同様のものではあったと思われる。しかしながら糸車を傾斜させて使用するための脚は見あたらず、江戸時代の天保の頃に至ってもこのような傾斜した糸車は使用されなかったといっても良いようである。

だが当館収蔵の糸車には角型の和釘を使って改造された痕跡が認められるので、幕末～明治初期頃にこうした糸車が出現したのではないかと考えられるのである。

3. 糸車の紀年銘

当館収蔵の糸車の紀年銘のうち最も新らしいのは昭和元年、最も古いのは明治14年辛巳と判読できるものが各1台、他に明治30年代と読めるものが1台ある。共にA型で足付である。^(写真9)

このうち台の裏面に墨書された大淀町岩壺の例(明治14年)以外は車の支柱に書かれているが、台側の材に比べて木面が新しく、さらに台座の柵穴部分には修理にあたって、あらたな支柱を打込んだ時に出来た材のはがれが見られるのでこの年号は、修理時点のものと考えられる。^(写真10)

この他にも紀年銘のないものでも支柱を入れ変えた時の痕跡の認められるものが多数あり、回転運動の原動力である腕の動きを取手を通して車に伝える部分の支柱が使用頻度によって傷みがはげしく、このために交換された様子を物語っている。^(写真11)

4. 職人名を記した墨書

そして、こうした修理を施したのは車屋という職人であったことが墨書によって知ることができ、次の様な名前を読み取ることが出来た。

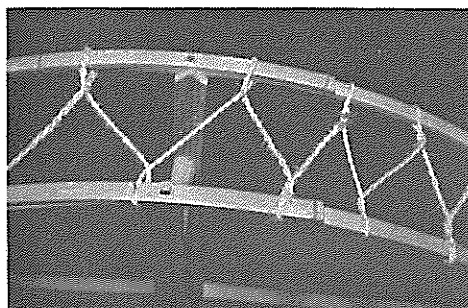
細工師^(現 桜井市)大福村小倉亀吉^(写真12)

細工人大福車や音吉^(写真13)

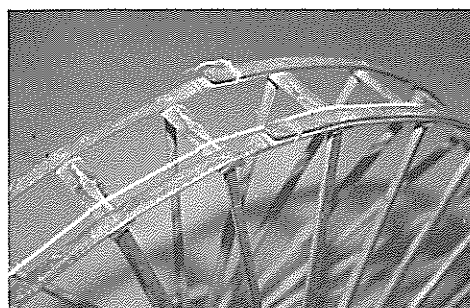
大福村万蔵^(写真14)

大福むら萬造^(写真15)

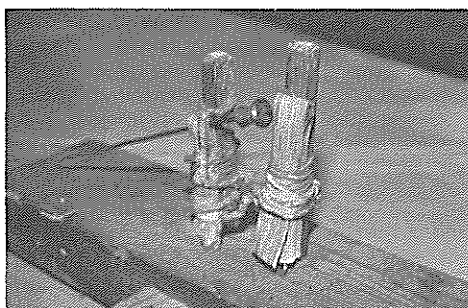
細工粟原車屋庄七^{(現 桜井市) (写真16)}



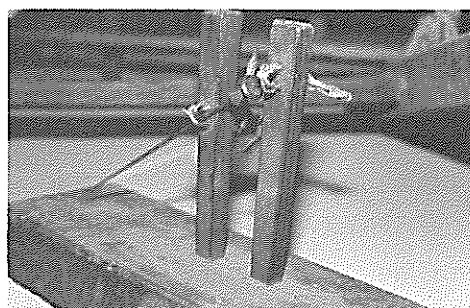
〔写真1〕 A型の車



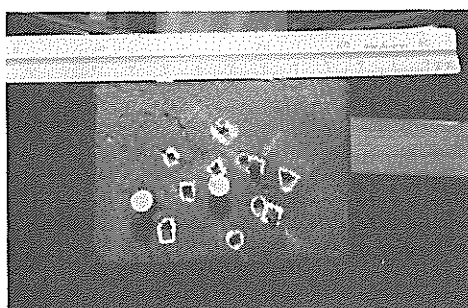
〔写真2〕 B型の車



〔写真3〕 A型の錘



〔写真4〕 B型の錘



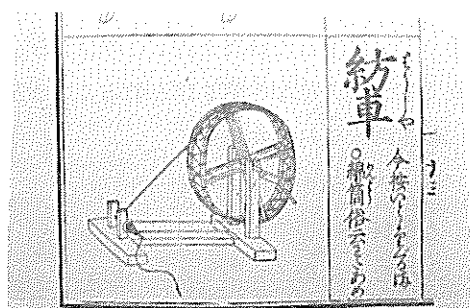
〔写真5〕 B型脚部の釘跡(車側)



〔写真6〕 同(錘側)

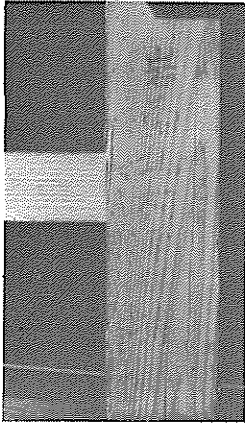


〔写真7〕 『綿圖要務』の糸車使用図(部分)

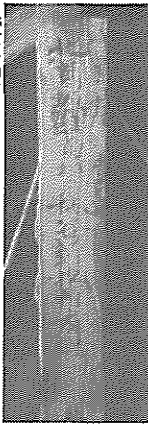


〔写真8〕 『和漢三才圖繪』の糸車

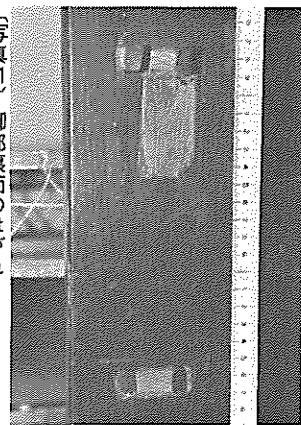
(写真9)



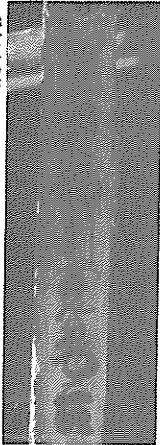
(写真10)



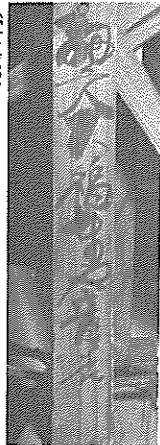
(写真11) 脚部裏面のはがれ



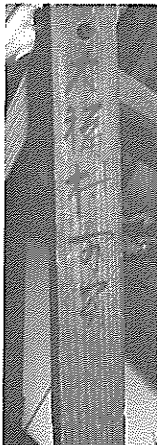
(写真12)



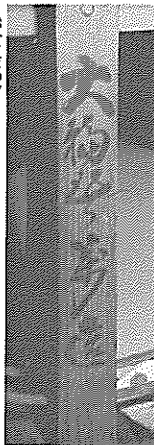
(写真13)



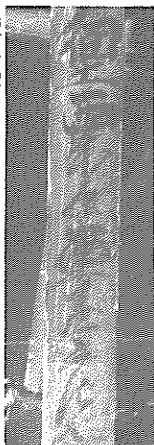
(写真14)



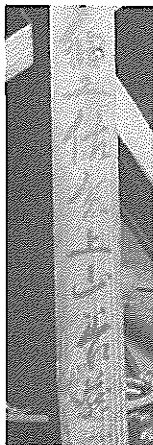
(写真15)



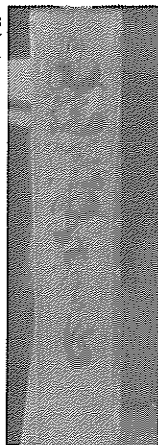
(写真16)



(写真17)



(写真18)



(写真19)



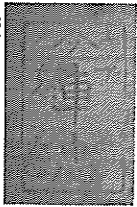
(写真20)



(写真21)



(写真22)



(現 宇陀郡英田野町) (写真17)
 細工佐倉上山善蔵
 (現 奈良市) (写真18)
 興福院車屋音□
 (現 桜井市) (写真19)
 細工師大福小倉屋丑松
 (現 天理市) (写真20)
 万□□楊本車屋新□

以上全てA型に見られたものである。B型には紀年銘やその他の墨書はなかったが、3台に焼印銘が押してあった。
(写真21-22)

焼印は2種類でいずれも製作者の屋号と地名を記している。

この2種類は、「上ノ」(三重県伊賀上野市)で作られたもので「車善」「車忠」となっている。B型の収集地が山辺郡・添上郡など伊賀盆地に接した大和高原の各地からのものばかりである。この他の焼印のないB型も全て伊賀上野製と考えられる。

一方A型の方は、糸車の製作及び修理を行う職人の所在が、現奈良市、天理市、桜井市大宇陀町と、奈良盆地の三ヶ所と宇陀山地の一ヶ所が記されているほか、収集地も、奈良盆地一帯と宇陀郡、吉野郡となっており50台という収集量の多さもあるが、地域的にはかなり広範囲に普及していたことが窺える。

5. 傾斜つきの糸車の機能

幕末から明治の初め頃にB型の多くとA型の一部に脚を増設し糸車を傾斜させて使うようになったと推測できるのであるが、その様な改造の理由を記憶する人はすでになく、使った経験のある人々でも、その形を疑問なく受け入れて使われている場合が多かったのか、車の傾斜角度が何のためであったのかという疑問に答えるような話しはなかなか聞けなかったが、今日でも奈良晒の伝統を守り続けておられる坂西嘉太郎氏の談によると、麻織りの経糸に縀りをかける時にB型の糸車を使うが、縀りかけの作用部位である錘の先端を、出来るだけ下へ向けたほうが、その先端で縀りをかけ終えたあと糸車を逆転させて錘の軸に取りつけた竹管に縀りをかけた分(左腕の長さに相当する)だけを巻き取る時に左手の操作が楽であるからだという。

これは、錘の先端に30°から40°ほどの角度をもって麻糸をひっかけ左手指で強く持って引っぱっている間に右手で車を右の方向へ3～4回まわして縀りをかけた後、左手で糸が竹管にかかるように戻すと同時に車を左回転させて竹管に巻き取るということくりかえしていく。この作業の中で縀りをかけた糸を竹管に巻き取るのに、錘の先端にある糸を竹管にかかる位置まで戻す時、糸をつまんでいる左手を高く持ち上げるが、この作業が長時間にわたるので左手が少しでも疲れないようにするために、錘車の先端を下向きにして縀りかけに必要な糸と錘の先端との角度をできるだけ低い位置で確保できるようにしている。しかし、あまり錘の先端を下に向けると糸を巻き取った竹管の脱着が台につかえて出来なくなるので、糸車全体を手前に傾けることで対応したものだというものである。

先に参考とした文献の中に描かれている糸車では、錘の部分の取り付け方については省略して描かれたのか明確ではないが錘の取り付け角度はどれも台に対して水平に描かれて

いる。

水平に錘を取付けた場合は著しく作業がしづらくなるかといえば、それほど事はなき
 そうで、『外国人が見た幕末期明治の日本図絵』^(註7)の写真を見ても錘を水平に取り付け、台も
 傾斜させずに使っている。しかしこれらの写真は和歌山地方の様子を示したものではないの
 で断定はできないが糸に繕りをかけたり、綿から糸を紡ぐという作業に供する用具の機能
 そのものは同様のはずで、どちらでも大差はなかったのではないかと思える。

しかし、当館で収集した60台以上もの糸車のほとんどに傾斜させるための構造が最初か
 ら施されていたり、改造され後付けされているのには、何か大きな背景が考えられる。

それは糸車を操作する事を含む機織りをめぐる産業大系の変化に関連しているものと考
 える。当館の糸車からはこれを暗示する要素として次のことが上げられよう。

1. ほとんどが最初から脚付で製作されたA型は、奈良盆地型ともいえるほど、奈良盆
 地に量的に集中している他、吉野及び宇陀に分布しており、幕末から明治初期にかけ
 て奈良盆地南部の大和高田市、御所市あたりを中心に最盛期であった大和木綿や大和
 緋の生産と結びつくものではないか。
2. 後付けの脚を持つB型は、製作地は伊賀上野と考えられ、分布も、添上郡月ヶ瀬村、
 山辺郡山添村、同都祁村、の三重県沿いにあるこの地域には現在でも芋績みや麻織り
 など江戸後期には衰退の傾向を示していたといわれるが、その奈良晒の面影が残され
 ており、B型の糸車は、主に奈良晒用の経の麻糸に繕りをかけるのに使用されていた
 ものであろう。脚付に改造された時期も和釘の使用痕跡から、幕末～明治初期頃と
 考えられ、奈良盆地南部を中心に盛況を呈していた大和木綿の糸車の影響を受けて少
 しでも作業能率を上げるために行われた改良の跡ではなかったかと考える。

これらの事から、元来は水平に設置使用されていた糸車が幕末頃の盛況の中で、より効
 率のよい糸車として傾斜させて使用するタイプのものが量産され普及していったものと思
 われる。

ちなみに、日清戦争(明治27年)の前後から手紡ぎと綿花栽培は漸次衰微したが、明治26
 年の郡山紡績株式会社^(註10)の創設、明治29年の大和紡績株式会社の創設などにより織り物の量
 産に適した機械紡糸が県内でも生産されるようになって糸車を操っての手紡糸の時代は終
 ったのである。

しかし、糸車はこれ以後も衰微の一途を辿りながらも細々と昭和30年頃までその伝統を
 守り続けて来た大和緋を織る織手によって緯糸を杼に装着するための竹管に巻き取る用具
 =管巻きの用具として使い続けられて来たのである。

管巻として使用する糸車では、綿から手紡ぎをする時のような左手の操作は不要で、右
 手で取っ手をまわし、左手で糸を軽く持って竹管に平均に巻き取られるように左右に糸を
 少し振りながら巻き取る。

この作業では、あえて傾斜型である必要はなかったと思われるが、そのままの姿で使わ

れ続けたのであろう。

だが、月ヶ瀬村尾山や奈良市田原に今日も続く麻織りにおいては、細々ではあるが昭和40年代頃までは経、緯とも手つなぎの麻糸が山添村などの周辺農家の農閑期の老女の賃仕事として続けられて来たので、これに付随してB型の糸車は麻織りの経糸に縊りをかける用具として本来の機能を保って来た。

奈良盆地を中心に使われたA型が木綿糸を紡ぐための機能を失い、緯糸の管巻き専用の用具として使い続けられたのに対し、B型は麻糸を扱う工程においては、経糸の縊りかけ具として使われた他、農閑期に自家に必要な縞や紺緋など野ら着用の木綿を織る時には綿から木綿糸を紡いだり、後には紡績糸を管に巻く用具としても使い続けられた。

A型は木綿糸を紡ぐのが本来の機能であったがゆえに能率追求の中から形作られた傾斜型となったのであるが、それを真似て傾斜型に改造されたと思われるB型では、傾斜型になってからも、錘側と車側の台木の幅が異り設置した時に錘側が少し浮き上がり、落ちつきが悪いので釘で後付けした脚がゆるんで数回も付け替えや釘付けされた跡をどの糸車にも残すこととなり、このことが紀年銘なしのこの糸車のおよその年代を知るのに役立つこととなった。

稲作以外の換金作物栽培が夏冬ともに行える奈良盆地では農閑期といってもさほど閑にはならない。かつての零細農家も農地開放で少しは所有耕地が増し、稲作を行いながら勤め人となる兼業農家がふえ、日曜百姓となるのが当世の傾向であるが、奈良盆地などでは大和高原地域よりも地理的に都市に近く交通の便も発達していたので、産業としての木綿織りや大和緋がなくなれば、他の賃仕事に鞍替えするスピードも早かった。それにひきかえ、大和高原の農家では冬期の裏作が不可能なため稲作と相前後して行える茶の生産が今日盛況であるが、冬期は農閑期としての雰囲気著しい。昨今では名阪国道の開通をはじめ、その他の道路も整備され通勤にも便利になっているが、年寄りの農閑期の仕事として男であれば竹細工など、女であれば麻織り用の芋績みや麻織りの他、自家用の木綿布などを織ることが後まで行われる条件が揃っていた土地柄であったので、機織や麻糸つくりについての伝承が今も聞けるのであろう。

結びにかえて

以上、糸車の製作年代及び補修の変遷について考察したが、現在に伝えられている多くの有形民俗資料のうち、木製品については多かれ少なかれ、その用具としての機能を保つために部品の取替え、補修が施されている。

このことは、当館の今日までに収集した多数の木製資料にもいえる事で、同種同類のもので多数を収集し分類整理をする中で、細部の違いに注意する必要がある。たとえば糸車であれば、先に論述したごとく、台木に施された改造の痕跡や後になって取替えられた真新しい部品の発見などから、その用具の機能的な変遷を明らかにすることも可能となる。さらに、各部に使用された角形の釘からも製作年代を求明することも可能となろう。

今後は当館の収蔵資料を機能分類ごとに整理し、こうした細部の個々の違いに注目して、その製作年代や補修の変遷を明らかにして行きたいと思う。

〔注1〕大蔵永常 『綿圖要務』 『日本思想史大系第62巻近世科学思想(上)』所収(209ページ) 岩波書店 昭和47年

〔註2〕寺島良安 『和漢三才圖會(上)』(425ページ) 東京美術 昭和45年

〔註3〕中村惕齋 『訓蒙圖彙』(140ページ) 早稲田大学出版部 昭和50年

〔註4〕『近世科学思想(上)』『解題三綿圖要務』による。

〔註5〕樋口秀雄 『寺島良安と「和漢三才圖會」』〔註1〕に同じ

〔註6〕杉本つとむ 『中村惕齋 訓蒙圖彙 解説』〔註2〕に同じ

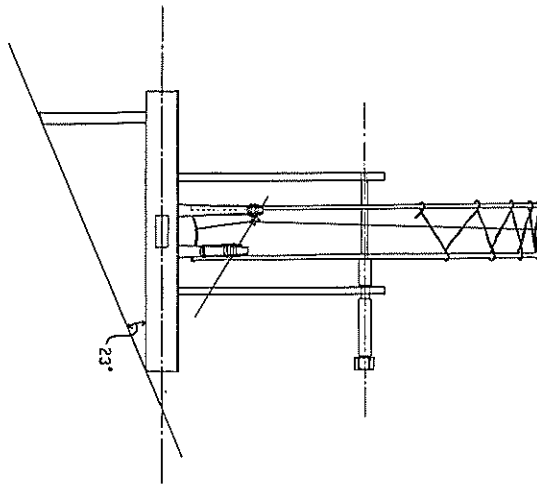
〔註7〕池田政敏 『外人の見た幕末・明治初期日本圖會(生活・技術篇)』春秋社 昭和30年

〔註8〕木村博一 『奈良晒』(『日本産業史大系』第6巻近畿地方編) 東京大学出版会 昭和35年

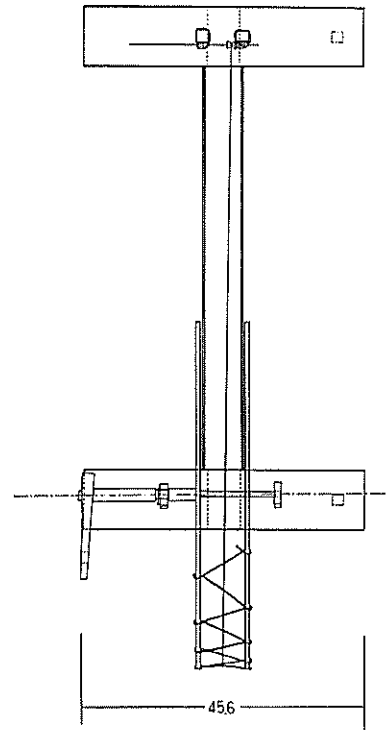
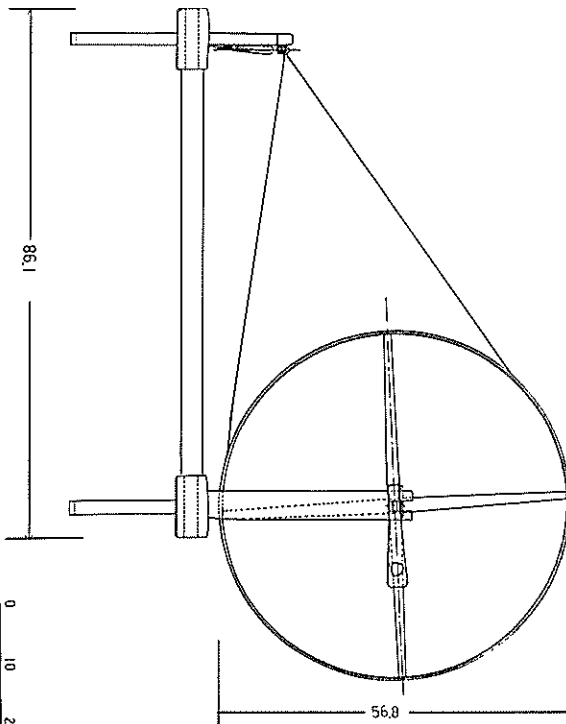
〔註9〕広吉寿彦 『織物業の発達(二)』(『大和高田市史』) 昭和33年

正相村木綿屋市次郎は嘉永3年の「木綿買受疋数覚」にこの年は7千8百疋を取扱った事を記しているが、これによると購入月が農閑期に集中しており、農家の副業であったことを示している。

〔註10〕〔註9〕に同じ



〔図1〕 A型の糸車（奈良盆地型）
 分類整理番号 21-JB-225
 収集地 宇陀郡菟田野町下芳野
 寄贈者 向井三郎氏
 墨書銘 「細工師大福小倉龜吉」



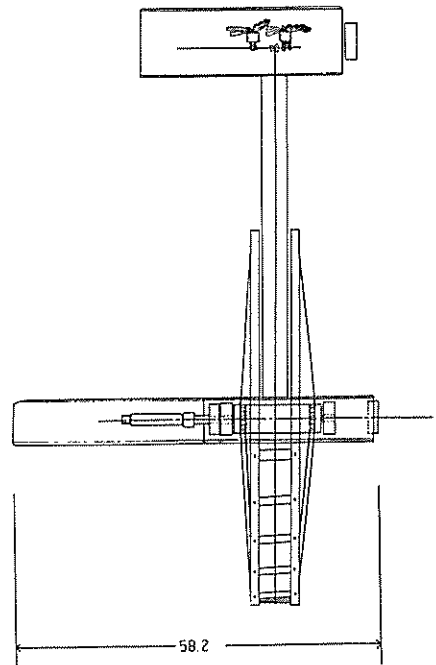
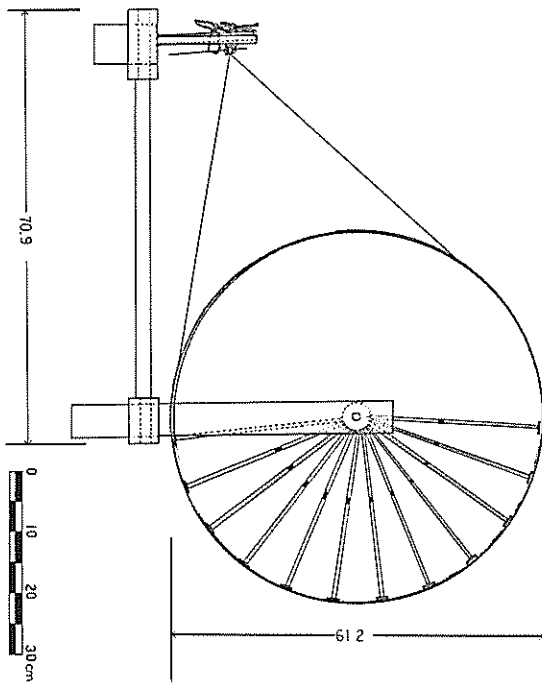
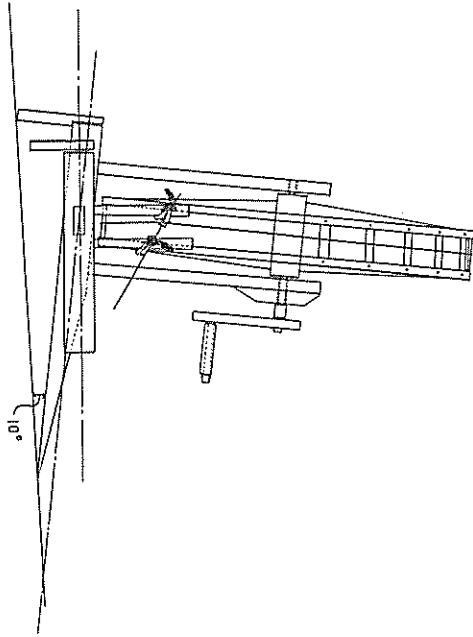
〔図2〕

B型の糸車（伊賀型）

分類整理番号 10-JB-143

収集地 添上郡月ヶ瀬村大字月ヶ瀬

寄贈者 南好広氏



村落における神仏習合の伝承

—秋祭りの御供「ざくろ」の伝承を中心に—

浦 西 勉

はじめに

村落に残る伝承について考えてみようとするとき、特にその信仰面に関して考えてみようとするとき、それは村落の人達がつちかってきた伝承なのか、それとも、他からの影響を受けている伝承なのかを十分みきわめ、その村落の伝承（この場合信仰）を考えてみないといけなであろう。わが国の場合、他からの影響の重要なものに仏教が考えられる。ここで考えてみようと思うのは、村落に存在する、日本古来から伝わっていると思われる伝承の中に、仏教的な伝承が融合しているのではないかと考えられることがある。意外に、村落に住む人々の伝承の中に、仏教的な伝承が浸透しており、それが、日本古来から村落にあった伝承のように見え、しかも、我々の社会の重要な部分を占めている場合もあるようにも思う。村落に住む人々の伝承特に精神（信仰）面に、いか程の仏教的な伝承が浸透しているのだろうか。このことは、村落における伝承を考える上で、どの部分が仏教的伝承で、どの部分が村落の人達が持っていた伝承であるのかを、十分に区別し、考えを進めねばならず、ややもするとあいまいのまま、一村落の伝承文化を論じることになりかねない。もちろん、この区別は明確にされうるものと、明確にできぬ渾然一体となっているものもあろうが、村落の人達の持つ伝承について考えようとする時、少なくとも村落の人達がつちかってきた伝承であるかどうかをみきわめる努力をしなければならないと考える。

さて、この小論では、村落内で長年つちかわれていたと思える伝承について注目し、はたしてどの形が村落の古い伝承であるのかということについて考えていこうと思う。それは、奈良県下において9月から11月にかけて、村落単位で行う「秋まつり」または、単に「まつり」と呼ばれる行事の御供についての伝承に注目していこうと思う。村落の中に神社あるいは氏神とよばれる空間があり、そこで村人全員か、または宮座と呼ばれる組織の人々が集り行るのが「秋まつり」である。奈良県下の村落において「秋まつり」は重要な精神的（信仰面の）なよりどころとなっている行事で、一見、仏教的伝承の影響はうけていないように見えるこの行事の中にも、子細に観察してみると、仏教の影響を受けていることが指摘できる。村落内の人達にとって「秋まつり」は心のよりどころであり、それだけ村落にとって大切な文化でもある。その文化の中味を考えてゆく時には、どの部分が村

落の伝承で、どの部分が他から（この場合仏教）の影響かを考えておく必要がある。

さて、ここでとりあげようとする村落の伝承資料は先に記したごとく「秋まつり」において供えられる御供（神饌）にともなう伝承について注目してみたい。その御供のうち「ざくろ」が供えられる例とそれにまつわる伝承について考えを進めてゆこうと思う。「秋まつり」の御供の「ざくろ」とその伝承をみることによって、先に触れた村落の持っていた伝承かそれとも仏教的な影響を受けた伝承かを考えてみたいのである。

1 「秋まつり」に「ざくろ」を供える例とその伝承

奈良県下の「秋まつり」に「ざくろ」を供えられている例は、末尾にまとめておいた。これは、奈良県全域にわたって調査したわけでもないので、もれている場合が多数あると思う。また、神前の御供は「ざくろ」ばかりを供えるというのではなく、御供の一部である場合が多い。ここで「ざくろ」をとりあげたのは、話の混乱をさけるためと、特色ある伝承がともなっているためである。

さて、「秋まつり」に供えられる「ざくろ」に特色ある伝承がともなっていると述べたが、それは次の5例についてであるので、その5例を順に紹介してゆくことにする。

例(1) 宇陀郡菟田野町上平井 八王子神社

この村は、10月20日に八王子神社の拝殿に村人が集り祭礼をする。その時、神前に供える御供の中に、正方形の木製の御供箱（42センチ）が3個ある。この箱の底板上

柿 トコロ 大根
ザクろ 餅 甘酒
芋 栗 白ムシ

と墨書（今墨書の上をマジックインキでなぞるように記されている）がある。また、この箱に次の年号が記されている。

八王子御膳 寛文四辰年霜月

村の人々は、この御供の伝承について「この神社に古来から人身御供を供えていたが、ある時人身御供のかわりにこの九品を食べると人の味がするので、この九品の御供を供えた。特に「ざくろ」が人の味がするのであると言うのである。

例(2) 生駒郡斑鳩町高安 天満神社

この村の宮座の人達が持ち伝えている文書がある。その中に、

元禄九丙子年八月朔 高安村 宮座中 御天神様御神祭始改

というのがある。この中に記されている御供に「ざくろ」があり、次のごとくである。

あかつきにそなえ申分（中略）

同そなへ申御くわし 但あかがわらけにのせ都合四十九はいや

一、ざくろ 七はい

一、くるみ 七はい

一、なつめ 七はい（以下略）

この「ざくろ」が人身御供という注記されている。

例(3) 宇陀郡室生村下笠間^{1E2)} 九頭神

上手(川向い)にある観音山に、明治維新まで上ノ宮という社があり、傍らの字堂ヶ谷に観音山があった。昔この宮にヒヒザルの鬼がいて、毎年うら若い娘を人身御供にさし出させた。ある時、村の人々はザクロの味が人間の肉の味に似ているのを知り、人身御供の代りにザクロをさしあげた。そこで人身御供はやんだので、毎年ザクロをあげるようになった。今でも上ノ宮を祀した九頭神へザクロとキュウリを供えた。

例(4) 山辺郡山添村遅瀬^{1E3)} 八柱神社

神饌(中略)

与力 マジャラク・芋のズイキをニカ所藁でくくり、下に竹の足(長10センチ)三本をつけて立て、上部に竹串を七本さす。周囲は同じ高さにする。七本の竹串に七品(柿・栗・梨・野老・山の芋・柘榴・柚)をつける。「人身御供の代りやげな」といっている。これを四十九個作り、七柱に七つ宛(供える)という。祭神は八柱であるのに、何故七柱というのかわからない。

例(5) 山辺郡山添村葛尾^{1E4)} 神明神社

神饌物は、水・塩・洗米・魚・果物・大根・スシノリ一束、以上は年間三回必ず供える。

一重の上にホーシンをのせ、ヒトミの代りといって、柘榴一個、大根三本、渋柿、ヒトギは、人身で「人身御供」の略であり、柘榴一個を用いるのは、柘榴には人肉の味があるという俗信からきたものではあるまいかと考えられている。

以上の5例は「秋まつり」の御供である「ざくろ」に対しての伝承である。この5例には、「ざくろ」は人肉の味がし、人身御供のかわりに供えるのだという伝承があることがわかる。この伝承は、それ自体決して新しいとは思われず、江戸初期まで(例(1)・例(2)などによって)たどれる伝承であることもわかるかと思う。

さて、この「ざくろ」が人身御供のかわりだとか人肉の味がするという実に無気味な伝承がどのようにしてできあがったのであろうか。古く、村落において本当に「秋まつり」に人間を供えていたのであろうか。もしほんとうだとすれば、それが何時から「ざくろ」にかわったのであろうか。それとも、他からの影響が加わって「ざくろ」に人身御供という伝承が附いたのであろうか。不明確な点が多い。以後、この点について考えてゆくのであるが、私はどう考えてみても「秋まつり」になまみの人間を供えたとは信じがたく、この「ざくろ」についての伝承は別に求めた方が解釈できるような気がする。

2 「ざくろ」を供える神社と鬼子母神

さて、(1)で紹介した「ざくろ」の伝承に、人身御供のかわりとか、人肉の味がするなどがあり、いったいこの伝承は、村落内での古くからつちかわれてきたものか、あるいは、他からの影響により村落内に定着したものかどうかを考えてゆこうと思う。最初にまとめ

ておいた「秋まつり」に神前に「ざくろ」を供える村落（末尾の表）を、もう一度眺めてゆくと、次の3例ではあるが、興味深いヒントを私達に与えてくれるように思う。次にその3例を紹介していくことにする。

例(6) 桜井市外山 宗像神社

ここは10月19日が「秋まつり」でやはり「ざくろ」を御供としている。また、神社の境内にも「ざくろ」の木が存在している。この神社の「秋まつり」を詳しく報告している『和州祭礼記』から、少し紹介することにする。「御供盛（同月(10月)十八日)この日は宗像神社の青宮に当る。(中略) 午前七時頃座衆が着流しのまま当屋に参集、古例に則って御幣及び注連縄造りと、宮送りの際の御供盛りをする。御供の盛り方は次の通りである。

高さ八寸、幅一尺四方の白木の三室の中央に、御供台（長さ三寸にきった茗荷の莖三十四、五本を縦に合せて新藁で円形に巻き、その上端を荒縄二筋で括る）を戴かせ、その御供台に大串四本（長さ一尺三寸、幅五分の竹串を三つ割りしてその先端を細かく削り、それに渋柿、柑子密柑、柘榴の四品を、品ごとに串一本に各七つ宛刺したもの）と小串十六本（長さ六寸五分、幅三分の竹串を二つ割りしてその先を細く削り、それに大串同様四品をこれも品毎に串一本に各二つ宛刺したもの）を刺し（中略）かうした古典味たっぷりの御供を七台つくり、御本殿（宗像、春日、若宮三神社）に三台 境内末社の宮谷神社に二台、六柱、鬼子母両神社に一台宛供える。

以上の部分が、御供についての報告の部分であり、柘榴が供えられている。念のためにこの宮座で所有している「慶安四（1651）年辛卯九月吉日、鎮守祭禮御供盛物帳之事外山村春日大明神祭禮帳之事」に「一、ジャクロ六十」というのが出ており、御供に「ざくろ」があったことがわかる。

例(7) 天理市檜

『天理市史』に「ざくろすきな檜の明神」として次のように紹介されている。「檜神社は子を授けて下さる神様として遠近の参詣者が多い。むかしは鬼子母神を祀っていた。この神様は、もとは乱暴で人の子を取って食った。後にお釈迦さまに諭されて心を入れ替え、罪亡ぼしに子のない親に子を授けるようになった。それでも、もとは人の肉が好きだったのでざくろの味は人の肉に似ているとってざくろを供える。いまも境内にざくろを植えてある。祭日にはざくろを紙に包んで水引をかけて供えている。ここで子を授かった人は皆檜の一字をつけることになっている」ここに「むかし鬼子母神を祀っていた」とあるが今も本尊として祀っている。また、この神社の「秋まつり」を記した延享四年(1747)の『座衆定帳』があり、そこにも「ざくろ」を供える事が記されている。

同（九月）十四日（中略）

此もり物廿一はいいる

いも かうし かき くり たちはなありのミ ぢゃくろ

右いつれも廿一ツツ入

以上の2例は記録にも「ざくろ」が御供として出ているものである。

もう1例は、「秋まつり」に「ざくろ」が供えられているのであるが、例(6)、例(7)との共通点は「鬼子母神」が祀られているということである。

例(8) 天理市乙木

『山辺郡志』に次のごとくある。「廃薬師堂 此堂に十来子鬼子母神ナルモノヲ 薬師如来の傍ニ安置セシガ、此十夾子ハ勅封ニテ維新迄ハ京都ヨリ玄米十三石ヲ御供米トシテ、毎年下賜セラレタリト云フ、其由緒詳ナラズ」また『天理市史』上巻にも、次のごとく紹介されている。「薬師堂（廃）旧本堂は、蕪葺であったが、現在のは夜都伎神社にあった十来子堂（鬼子母神の堂）を移したものである。本堂内の左、明治二十三年盗難にかかった十来子（十羅刹）〔鬼子母神〕の厨子だけが残っている。もと夜都伎神社の神宮寺として同祀の西部にあった。(以下略)」¹¹⁸⁾

以上の例(6)、例(7)、例(8)の3例は、「秋まつり」の御供の中に「ざくろ」があるが、人身御供だとか、人の肉の味がするなどの伝承は聞かない。しかし、ここで注意しておきたい

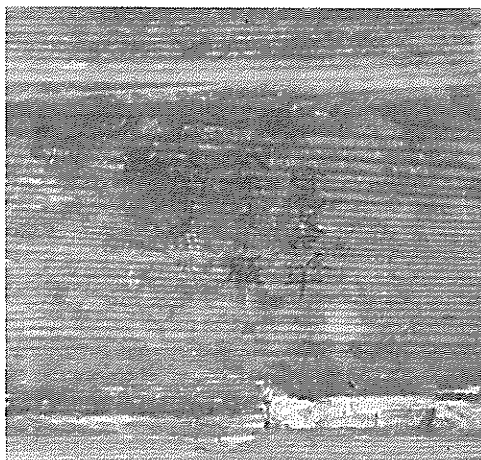
のは、この3例の神社に鬼子母神が祀られているということである。正確に言えば、この鬼子母神は神社の脇に祀られているのである。鬼子母神とは、仏教でいうところの天部に属する仏像である。このことは、この3例の神社に、仏像である鬼子母神が祀られていることになる。神社の本殿の脇に仏像を安置していた堂が存在していたことを知り得る。つまり神仏習合の状態であったことになる。このことは、この小論文の「ざくろ」が人身御供のかわりであるという伝承に大きな示唆を与えてくれると考える。神社の境内地に堂が存在し、その堂に鬼子母神という仏像があれば、この仏像を祀る人（僧侶）の存在が想像できるのである。

念のために、例(6)、例(7)、例(8)が神仏習合としての神社境内地に堂があったことをもう一度確認しておこう。

例(6)の桜井市外山の宗像神社の場合、引用した『和州祭礼記』にもあるごとく、御本殿の末社に鬼子母神社があり、これはおそらく明治の廃仏毀釈の折、鬼子母神の像のまつる



▲上平日の八王子神社の御供箱

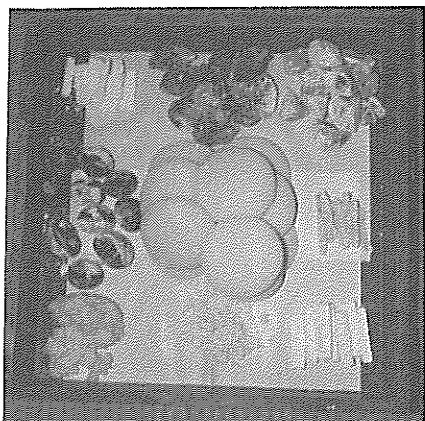


▲上平井の八王子神社御供箱の裏の寛文四年の銘

堂を、「神」像と考え境内末社として残ったものだと思われる。また、今日宗像神社参道の東側に不動院があり、これと宗像神社との関係があった。「秋まつり」において「祭文」が読まれたが、天和二年（1682）のものにこの不動院の名がでてくる。祭文の末尾に「天和二壬戌曆九月十九日神祭日外山村氏神奉幣之砌不□愚意神文造傳之不動院當住之職房權大僧都法印覺宥書之^註」と記されており、不動院と宗像神社とは神仏習合の関係にあり、鬼子母神は不動院との関係で成立していたと想像する。

例(7)の天理市檜の檜神社は、現在鳥居の正面に拜殿があり左に本殿があるという不自然な境内配置になっている。これは、本来正面拜殿のむこう側に本殿があり、今の本殿は鬼子母神の仏像を祀った堂であったであろうと考えられる。例(7)で引用した延享四年の『座衆之帳』には「ふせ料ハ「神宮寺」」とあり神宮寺の存在及び僧侶の存在していたことがわかる。おそらく、鬼子母神の祀るのはこの神宮寺であったのであろう。今その神宮寺は存在しない。同村の薬師堂がもと神社境内にあった神宮寺のように思う。

例(8)の天理市乙木の夜都伎神社の場合も神仏分離の折にかなり変化している。『天理市史』



▲上平井の八王子神社の御供



▲鬼子母神の像『仏像図彙』より

上巻の引用のように「薬師堂（廃）(中略)もと夜都伎神社の神宮寺として、同社の西部にあった」とある。以上、長々しく例(6)、例(7)、例(8)の神社に神宮寺の存在していたことを説明してきた。このことは、神社境内に神宮寺の僧侶の存在していたことを想像できる。

さて、このように見てきたのは、「秋まつり」の供え物の「ざくろ」についての伝承と大いに関係すると考えるからである。また、その神宮寺に鬼子母神が祀られているという点にも大いに注目を要しうると考えている。くりかえすようであるが、神社境内に神宮寺が存在しその中に鬼子母神が祀られており、そういう神社の「秋まつり」の御供に「ざくろ」が供えられていたということは、この小論文にとって重要であるので重ねて記しておく。

3 鬼子母神と神宮寺

ところで、例(6)、例(7)、例(8)で紹介した鬼子母神は、私はまだ未見であり、いつごろ造られた仏像なのか知らない。鬼子母神が日本に伝来されたのはいつごろであろうか。弘法大師が日本に伝えた經典の目録の『御請来目

録』の中には「詞梨帝母經一卷三紙 大藥叉女歡喜母并愛子成就一卷九紙」とあり、この詞梨帝母は鬼子母神のことであり、このことから平安時代になると、鬼子母神は知られていたことになる。実際、仏像として東大寺の二月堂下の修二会の際の食堂に横に安置されている鬼子母神は藤原時代の作と伝えられている。また、醍醐寺藏の画像の鬼子母神は鎌倉初とされているところから、平安、鎌倉時代には知られた仏像であったのであろう。では、具体的にこの鬼子母神がどのようにして、例にあげた例(6)、例(7)、例(8)の神社境内の堂に安置されるようになったのか全く知るすべもない。

では、この鬼子母神を祀る人とはどのような僧侶であったであろうか。この点、次の二書によって天台の僧か、真言の僧が考えられよう。その二書とは『阿婆縛抄』(1242-1281)と『覚禪鈔』(鎌倉初期成立)である。前者が台密の書、後者が東密の書とされている。この二書には、「詞利帝母」のことが記されている。特にその経典、密法、形像、次第など祀るために必要な知識が記されている。たとえば、『覚禪鈔』の場合なら次のような書出しである。²⁴⁾

○詞利帝母法 増益秘云い 小野_ハ爲_レ子_ノ修_ニ此法_一

除_ニ盜賊_一修_レ之。云々

具書

詞利帝母經一卷

詞利帝母因緣經一卷

鬼子母經

大藥叉女歡喜母并愛子成就法一卷

梵字歡喜母真言一本

詞利帝母真言法一卷

呪賊經一卷

このようにして、鬼子母神について、僧侶が知るべき知識がまとめられているのである。もう少し真言宗の場合を見てみると『真言宗全書』におさめられている次の書物にも、それぞれ鬼子母神のことに関することが記されている。『秘密儀軌傳授口訣』『秘密儀軌隨聞記』『五十卷鈔』『秘鈔口訣第二十五』などである。真言の僧達にとって鬼子母神の祀り方を知らねばならぬ一つの仏像であったのであろう。江戸時代成立の『佛說秘密儀軌衆法経総目』にも「詞利帝母法」の項目の書物として「大藥叉女歡喜母并愛子成就法・詞利帝母真言法」の経典名があがっている。真言の僧達はこれらの経典によって鬼子母神についての知識を得たと思う。

では、これらの経典にはどのようなことが記されているのであろうか。『望月仏教大辞典』の「鬼子母神」の項には『雜寶藏經』を引用して次のようにある。

鬼子母は是れ老鬼神王般闍迦の妻にして、子一萬あり、皆大力士なり。其の最小子を孃伽羅を取り、盛りて鉢底に著く。時に鬼子母は天下を周遊して七日の中、其の子を

推求すれども得ず、愁憂懊惱す。適ま佛世尊は一切智なりと聞き、即ち佛所に至りて兒の所在を問ふ。時佛答へて日はく、汝萬子あり、今唯だ一子を失ふ。何が故に苦惱憂して之を推覓するや。世間の人民は或は一子あり、或は五三子あり。而も汝は之を殺害するにあらずやと。鬼子母時に佛に白して曰わく、我れ今若し嬪伽羅を得ば、終に更に世人の子を殺さじと。佛即ち鬼子母をして嬪伽羅を見せしむるに鉢下に在り。其神力を盡すも得て取ること能はず。還って佛に求む。佛言はく、汝今若し能く三歸五戒を受け、壽を盡すまで殺さずんば、當に汝の子を還すべしと。鬼子母即ち佛勅の如く三歸五戒を受け、受持し訖りて後、佛爲に其の子を還し給ひたりと云へり。

少し長い引用になったが、以上が『望月仏教大辞典』に紹介されている『雜寶藏經』の引用文である。そして「此の説話は鬼子母經（中略）大藥叉女歡喜母并愛子成就法 及び摩訶耶經卷上等にも記載せるも（中略）多少の相違あり」と記している。しかし、実際には上に紹介した『雜寶藏經』の説話の続のような經典が『大藥叉女歡喜母并愛子成就法』であり『訶利帝母真言法』のように思う。『雜寶藏經』に示したごとく、鬼子母が仏の言うことを聞き入ると『大藥叉女歡喜母并愛子成就法』には「食の次毎に常に汝に食を興へ并に行末に於て一分の食を置き、汝の名字を呼び、並びに諸子等をして皆な飽満せしめん」また、この鬼子母神の像についても触れ、「左手は懷中にして一孩子を抱けり、鼻哩孕迦と名く極めて端正ならしめよ。右の手は乳に近けて吉祥果を掌す」とある。また、この像を祀るには「諸の菓子」を供える事が記されている。この小論文に必要なところのみを引用したが、鬼子母神についてそれぞれの經典には以上のようなことが記されている。

このように見てくると、『雜寶藏經』にあるごとく、鬼子母神は人の子を食べており、これを、仏にいましめられ、鬼子母神の一子を隠し心をいれかえさせたのである。『寶積經』に「鬼子母神、諸人ノ子ヲ取食 其戒ニ鬼子母、大勢アル子ヲ一人鉢ノ底ニ隠玉ヒ、夫ヲ尋悲ニ思ヒヤラセテ、夫ヨリ人ノ子ヲトル事止」とあるのはこのことである。このように仏の説得したことを聞入れ、以後子を守る神となったので「食の次毎に常に汝に食を興へ」ることになったのである。その食は、常に右手に持つ「吉祥菓」であるという。この「吉祥菓」が日本においては「ざくろ」なのである。『嘉良喜隨筆』には「鬼子母神の石榴の事は日本のつくり事」とあるが、醍醐寺の鬼子母神の右手には「ざくろ」が描かれている。

また、この鬼子母神には「諸の菓子」を供えると記されているが、この「菓子」とは何であろうか。『覺禪鈔』には、¹¹¹⁰

・菓子事

大谷決云。以石榴ヲ供之。云々

信運云。吉祥菓諸鬼ノ怖ル木ナリ。訶利底愛物ノ故。云々

瞿曇經云。其菓子、中石榴ヲ爲上ト。云々

とあり、「ざくろ」の名が出てくる。もう一書で『秘鈔口決第二十五』によると

菓子ノ事 常喜院云。菓子ハ石榴、安悉香小野僧正ノ傳也云云、大谷、口決云。以石榴
榴ヲ供レ之云云。信運云。吉祥菓ハ諸鬼怖ルル木ナリ、訶利帝ノ愛物ナル故云云。瞿醯□云。其
菓子ノ中ニハ石榴ニ爲上ト云云

とあり「ざくろ」が供えられるとされている。

このように見てくると、真言の僧侶の知る鬼子母神についての知識の中に、①人の子を
食べていた鬼子母神が改心し、そのかわり食を与えてあげる。②鬼子母神の像は左手の愛
子をいただき、右手に鬼子母神の好む吉祥菓（「ざくろ」）を持つ。③供え物には「ざくろ」
が必要である。以上のことを十分知っていることになりはしないだろうか。

少なくとも、例(6)、例(7)、例(8)の神社境内に存在した神宮寺に住む僧侶は、この知識が
必要であって、この知識がなければ鬼子母神を祀ることができなかったであろう。私は、
この神宮寺の僧侶の鬼子母神にまつわる知識が多分に、神社の「秋まつり」の御供である
「ざくろ」の伝承に影響を与えているものと考えている。つまり、人の肉を食べていた鬼
子母神が、人の肉の味とよくなつた「ざくろ」を食べるという知識が、「ざくろ」を供える解
釈とされうる可能性があったと思う。

では、最初紹介した例(1)～例(5)の「ざくろ」は人身御供のかわりであるとか、人の味が
するという伝承の持つ村落に目をむけると、残念ながら鬼子母神は存在しない。しかし、
ここで考えておかねばならぬことは、何も鬼子母神がなくても、鬼子母神の知識を有する
僧侶がこの例(1)～例(5)までの村落に居た可能性があるとするれば、「秋まつり」の御供である
「ざくろ」について、村人に対してなぜ「ざくろ」を供えるのかという説明に対して、鬼
子母神の例を出すこともあったと想像する。鬼子母神の名を出さずとも「ざくろ」＝「人
の肉の味」という説明をしたであろうと想像する。では、そのような僧侶の存在が例(1)～
例(5)の村落では可能であったかといえば可である。それは、次に示すようにそれぞれの神
社に神宮寺の存在が確認でき、その神宮寺に住んでいたのである。この場合、神社の同じ
境内に神宮寺が存在し、ますます「ざくろ」に対しての伝承に影響を与える可能性があ
ったと思われる。さて、次に例(1)～例(5)までの神宮寺の存在を確認をしていくことにする。

例(1) 宇陀郡茗田野町上平井 八王子神社

『菟田野町史』に次のごとく記されている。

当社の近傍に観音寺があつて八王寺とも言われた。今日の所在、由緒は不明であるが宇
陀四国三十三所の第拾三番に当る。「あさからぬひらいのさとの観世音ふかきころはくみ
てこそしれ」という詠歌が知られる。

例(2) 生駒郡斑鳩町高安

先に紹介した宮座の文書である『御天神様御神祭始改』の末尾に「元禄七甲戌九月吉祥
日 年七十歳ニ道休書之」とあり、この文書にはまた次のことが記されている。

宮寺事

一 もち 十一わしゃう十七日、朝めし

(中略)

大日様へ五まい 勝林寺様へ五まい
くわんのん様へ五まい 宮安寺薬師様へ五まい
弁才天様へ五まい 留川表五まい
業平社へ五まい

ここに「宮寺事」「勝林寺様」などが出てくる。また、『斑鳩町史』には「勝林寺の大日堂が天満神社の西隣にあって、三間三面の四柱造瓦葺で、向って右方が庫裡がつづいている。なお、大日堂の前は室町時代の五輪塔がのこっている」とあり、以上のことから天満神社には勝林寺という神宮寺が存在していたことが知りえる。

例(3) 宇陀郡室生村下笠間 九頭神社

これは、先に引用した伝承の中に「傍らの字堂ヶ谷に観音寺があった」と示されていることから、観音寺が神宮寺であったと思われる。

例(4) 山辺郡山添村遅瀬 八柱神社

この場合「地藏寺、大字遅瀬、村社八柱神社宮寺、古義真言宗。春日不動院末」と『波多野村史』に記されている。この点、八柱神社の神宮寺と考えられる。

例(5) 山添村葛尾 神明神社

この場合、文献や伝承で確認できない。このため、現地の景観を眺めてみるに、神明神社は、字クズオ谷という地にあり、この場所は、狭い不自然な地形で山をけづりって平坦地を作った場所で、新しい感じをうける。むしろ村の中央の観音寺の境内の右手に鳥居があり、神社の小さな祠があり、この地に氏神の神明神社があったのではないか。明治の廃仏毀釈の時に神社の方が移動したように思う。

以上、例(5)は確かめるすべがないが、例(1)～例(4)まで、ほぼ神宮寺が存在したと考えても良いと思う。明治の廃仏毀釈によって神宮寺の様相が大変かわっているが、そのため伝承としてしか残らぬ場合もあるが、ほぼ、存在していたと認めてよいと考える。

さて、このように見えてくると、この神宮寺の中に住む僧侶はいかなる人であろうか。斑鳩町高安のように本尊が大日如来であったり、山添村遅瀬のように今でも古義真言宗だとすれば、ほぼこの宗派の僧侶が居たと想像しても良いであろう。このことは、先に見た通り、真言僧で鬼子母神についてのあらゆる知識の持つ人も想定され、その僧が例(1)～例(5)に住んだとすれば、容易に「ざくろ」が人の肉の味がするという伝承をつけることができたであろう。私は、そのような真言僧による影響がこの「秋まつり」の御供である「ざくろ」の伝承に読みとれると考えている。

ま と め

最後にでは「秋まつり」に「ざくろ」を供える風習は、神宮寺の僧侶の影響なのか、村落がつちかったものかという問題について少し触れておく。今のところ断言する程、資料は持っていないが、おそらく村落内でつちかった風習のように考えてはどうだろうかと思

われる。「ざくろ」という一風独得な食物はやはり、村人にとって何かのカミマツリの御供としてふさわしかったのであろうと思う。それは、冬至やイノコなどの行事にも「ざくろ」が供えられ、このような供え方が古風な気がする。この点について、別の機会に述べようと考えている。

- 註(1) 『斑鳩町史』399頁(昭和38年刊)
- (2) 『室生村史』637頁(昭和41年刊)
- (3) 『波多野村史』837頁(昭和37年刊)
- (4) 同上 849頁()
- (5) 辻本好孝著『和州祭礼記』267~268頁(昭和19年刊)
- (6) 『天理市史』下巻488頁(昭和51年刊)
- (7) 『天理市史史料編』424頁(昭和51年刊)
- (8) 『山辺郡志』中巻121頁(昭和48年刊)
- (9) 『天理市史』上巻715頁(昭和51年刊)
- (10) 『和州祭礼記』275頁(昭和19年刊)
- (11) 大日本仏教全書『覚禅鈔』148頁
- (12) 同上 163頁

表：秋まつりに「ざくろ」を御供とする神社一覧表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
地名	菟田野町上平井	斑鳩町高安	室生村下笠間	山添村遅瀬	山添村葛尾	桜井市外山	天理市檜	天理市乙木	明日香村小原	明日香村上居	明日香立部	明日香村阿部山	桜井市金屋	桜井市柳本	五条市瀧	奈良市田原和田	奈良市池田町	室生村向瀬	室生村深野	天理市藤井	天理市中之庄
神社名	八王子神社	天満神社	九頭神	八柱神社	神明神社	宗像神社	檜神社	夜部伎神社	大原神社	春日神社	春日神社	天満神社	八柱神社	伊射奈岐神社	御霊神社	天神社	熊野神社	春日神社	神明神社	三十八神社	天神社

副業としての藁仕事について

—平群町の場合—

徳田陽子

はじめに

奈良県下で、藁製品作りを副業にした地域はかなりあったが、昭和20年代から30年代まで農用藁や4斗畚作りを副業にしていた地域は、古く江戸時代から続いて藁等を織っていた場合が多いのではないかと思う。このことは、現存する近世文書から、ある程度、把握できる。このように歴史的にみていくことは、地域の変遷を考えるうえでも必要である。

今回みていこうとする生駒郡平群町の場合は、昭和30年前後まで、農用藁や4斗畚等を作っていた地域であり、近世文書も一部の地域に残っているし、明治時代の資料もあるので、まず歴史的に押さえていきたい。そのうえで、なぜ、平群町の場合、広い地域にわたって、昭和まで藁製品作りを副業にしていたのか考えてみたい。

2. 史料的にみた藁製品について

まず、歴史的に把握するために、平群町の江戸時代の農間稼ぎ(=副業)をみていこう。『平群町史』(昭和51年刊)に載っている近世文書にみる農間稼ぎの一覧表が表1である。これをみると、2人用の藁機の場合はオサで藁の目を詰めるのに力があるので藁織りは男の仕事であったこと、糸稼ぎ・木綿織りと同様に藁織りが副業として成り立っていたこと、女子の副業は、19世紀初頭に奈良晒の生産が衰えてくると奈良晒の糸つむぎ(芋かせぎ)から木綿糸かせぎ・木綿織りにかわっていったが、男の副業は山稼・藁織りのままであったこと等を読みとることができる。かつては、農家においては、自家用の藁細工を主体にしていたものが、18世紀に入り、商品経済が発達するにつれ、換金の対象として藁細工を考えるようになってきた様子をうかがうことができる。しかし、この場合は、県内の自給自足に大きな変化があったのではなく、この時代に道路も徐々に整備されてきた結果として、近くは竜田、法隆寺、郡山から、遠くは大阪方面まで、出来上がった製品を売りに行きやすくなったからであろうと推測できる。

平群町の20の大字(現在は35大字に細分化)に比べれば現存する近世文書が少ないので当時の農間稼ぎを明確に把握することはできないが、橿原を除いた5大字で藁織りが行われていたことや明治以降の調査等との関連から、ほとんどの大字で藁織り等の藁製品の副

業をしていたであろうと推測できる。明治41年頃のことについて「平群村是」に、

下垣内ニ於テハ大畚製造ニ、西宮、越木塚ニ於テハ小畚製造ニ従事ス 本村中蕨織リノ盛ナルハ西向、福貴、吉新、三里等ニシテ

(中略)

畚商 (中略) 蕨商等ハ本村内ニテ生産スル物ヲ買ヒ集メ 他地方へ販売スル輸出商ニテ

(下略)

この引用文により、越木塚では、畚作りが盛んになったことが窺われる。このうちの蕨商とあるのは、現在も椿井にある吐田商店を指すものと思われる。このことについてはのちに述べることにするが、明治末になつてはこの吐田商店のように蕨細工の仲介をする所ができ、商業ルートにのるようになった。又、大正末に製繩機や足踏み製の蕨織機が普及し、蕨製品にかわるものができて衰えていく昭和30年代まで蕨製品作りの副業は続いた。

3. 副業としての繩・蕨について

次に、個々の農家で、稲作の副産物である蕨を利用して作った平群町の蕨製品の中で、もっとも多かった繩・蕨・畚について、みていくことにしよう。

繩作りをしていたのは、櫛原・福貴畑・信貴畑・椿井等であるが、特に、信貴畑は盛んであった。吐田商店を通じて、大阪方面に主に出荷したようである。

蕨作りが盛んであったのは、西向・上庄・梨本・椿井・富貴・白石畑・櫛原等である。平群町の蕨は、靱干し用の農用蕨で、1枚織るのに蕨50把(8~10株=1把)前後必要であった。農用蕨の種類には、特上蕨・上蕨・中蕨・下蕨がある。これは、仲介人を通して大阪府八尾市の市場に農用蕨を出荷するようになってから、じかに市場に農用蕨を買いに来る農家の人達が自分の都合に合わせて農用蕨を選ぶことができるようにと、4段階に分けるようになったのだという。農用蕨の種類によって、蕨の量や縦糸にする細繩の数も異なる(特上蕨の細繩の数は22本だが、そのほかの場合は1~2本少ない)。大正末頃から、1人用の足踏み製蕨機が普及してくると、今までに比べると少ない労力でオサを扱うことができるようになったので、女だけでも容易に農用蕨を織ることができるようになった。2人用の蕨機から1人用の製蕨機になると少ない人数で蕨を織ることができるようになったので、農用蕨を量産できるようになった。2人用の手打ちの蕨機の方が柔く仕上るので、特上蕨のように蕨を多く使って蕨の目を詰めて織る場合は、2人用の蕨機を利用した。このため、蕨織りにかけられる人数の多い家等では、2人用の蕨機を続けて使っていたところもある。蕨織りは昭和20年代前半までが盛んであった。この頃から靱乾燥機が普及し始め、従って蕨を使って靱を干すことが不必要になり、蕨織りは徐々に衰えていった。昭和35、36年頃にはほとんどなくなったという。

蕨の場合は、シンド蕨(一般には秋上り蕨という)と違って、1度、靱干しに使った蕨の方が折り目がついて曇みやすく使いやすいというので、新しい蕨以上に高く売れることもあった。そのため、蕨作りをしている農家では、その年に作って1度、自家の靱干しに

使っただけの蕨を出荷し、収穫時期の少し遅い地域に売るといふ所もあったという。

平群町の蕨の中でも、特に、大字名をつけて「富貴蕨」と呼ばれている富貴の蕨について、もう少し詳しくみていくことにする。富貴では、蕨織りを、2月頃から始め、5月上旬の苗代の糶まきの前後までと、夏の田の草取りが終わって稲刈りが始まるまでの農閑期に主にしたようである。

機械織りの場合は、藁打ち、縄ナイを別にすると、早朝から夜なべまですると10枚位織ることができた。2人用の蕨機の場合は、その半分ぐらいしか織れなかったという。手間賃は2人用の蕨機の方が高い。昭和10年頃は、2人用の蕨機の場合の蕨は1荷＝5円、機械機の場合の蕨は1荷＝3円50銭ぐらいであったという。織り上った蕨は、快晴のときに午前10時頃から午後2時前後まで干し、バリバリになった蕨を中表にして、両手で挟んでこすり合わせて蕨のヒゲをとる。そして、納屋にしまうが、又、夜出して、その時々により夜8時前後、12時頃までか、あるいは一晩中夜干しをして、蕨を柔くした後、納屋にしまう。5枚一括りを4つ重ねた20枚を1荷という。牛車1台に15荷積んで椿井の吐田商店まで運ぶ人もあれば、吐田商店から集めに来たときに、出来上った分だけ出荷する人もあったという。

4. 副業としての畚作りについて

畚は、越木塚、西宮、吉新等で作っていた。このうち、越木塚は、表1をみてもわかるように、江戸時代後半は蕨作りが中心であったが、先にみたように明治41年頃には、小畚作りをしている。この小畚とは、昭和30年代まで使っていた玄米を入れて運ぶための4斗畚であろう。このように、蕨から畚へと変わったのは、明治41年当時すでにあった吐田商店が積極的によい畚を得るための努力をしたということなので、その成果でもあったと思われる。特に、越木塚畚は、天水を利用して稲作をしているのでよい藁ができ、一段とよい畚を作っていたという。越木塚畚は、畚機の縦糸に使う藁縄は24本であった。その内訳は、耳縄1本とその耳縄の次の1本は太縄を使い、あとの22本は直径2分2厘の細縄（製縄機でなったもの）を使ったという。ほかの地域の畚は、細縄の直径は2分であった。越木塚の場合は、畚の底付けも特別に念入りに30分もかけてしたもので丈夫な畚に仕上り、「越木塚畚」と名付けて重宝がられたという。

越木塚では、春は2月中頃から4、5月頃、秋は9月頃から稲刈りの前までの農閑期に畚作りをしたので、前者を春畚、後者を秋畚という。秋畚の方が、よく乾燥した藁を使うのでよい畚ができた。1日、早朝から夜なべまでしたとして、畚機で片織りして蕨状にするだけであれば7枚ぐらい織ることができたという。

越木塚でも、江戸時代、郡山藩等では5斗を1俵としていたので、その影響で昭和初期までは5斗畚も作っていたとのことである。出来上った畚は、吐田商店に持っていく場合が多かった。そのほかに、十三峠を通過して直接、八尾の荒物屋が買いに来ることもあったという。

吉新では、泉畚を主に作った。泉畚は、和泉府中で出来たところからきた呼び名であるという。据え置きにして、豆や麦等を一石入れておくのに使った。泉畚は据え置き用のため底付けは簡単であったが、不必要なときに納屋のツシ等に底を上にしてぶらさげておけるように底に縄の取手がついていた。

畚の手間賃は、昭和10年頃、2枚で80銭前後であったという。

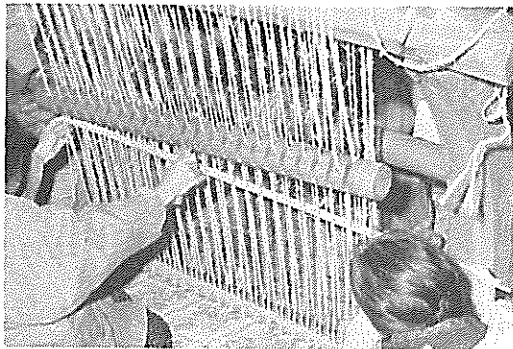
5. 吐田商店について

以上のように平群町では、藁製品作りが盛んであったが、その出荷をほとんど一手に引き受けていたのが、はじめに述べたように、平群町椿井の「縄、蒾、吠問屋 農機具販売 吐田藤雄商店」である。藤雄氏は現当主で、明治末に開業した人は音吉氏、2代目が卯蔵氏で現在は3代目であるが、今は注文があれば他県から購入した藁製品を売る程度である。藁製品関係の需要が多かった昭和35年頃まで、藁製品の仲介業と農機具販売をしていた。藁製品の集荷範囲は橿原市、北葛城郡王寺町、河合町等にまで及んでいた。藁製品の内容も広く、縄、農用蒾、畚のほか、玉ねぎ畚、みかん畚、芋畚等入れる物によって名付けた薄畚や薄蒾等も取り扱っていた。芋畚や薄蒾は、機械機の普及により盛んに作られるようになったという。こうした製品は主に大阪方面の間屋に出荷した。

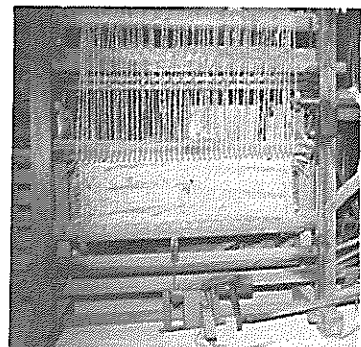
薄畚の場合は、片織りにした蒾状のものを吐田商店が集めて、底師（商店付近の女性の内職仕事）に畚の底を綴ってもらったという。

吐田商店では、藁製品を8月に集荷して倉庫に保管し、秋の収穫期の需要に備えた。これは、7、8月には需要が少ないので安く購入することができ、需要のふえる10月頃には高く売れることを見越してのことであるという。さらに需要の増加する秋に織った農用蒾や米畚は、藁がよく乾燥しているだけでなく、藁製品作りを副業にしている農家自体が忙しいときに織ることになるので高値になる。又、売る先によっても小売価格は異なる。仕入れ価格+手数料（1割）+運賃=小売価格というのが普通であったという。

しかし、ときには、農閑期に雪が多く降ったりして山行き（たきぎ作り）ができず、その分、家の中で藁製品作りを励んだとき等には、供給が需要を上回り、間屋でさばききれず、藁製品が滞貨する場合がある。その場合は、売り子（北葛城郡河合町在住の男性が多かった模様）が、商人宿や農家の離れを一時借りて、その周辺を、蒾等を牛車に積んで売



▲ 蒾 機



▲製蒾機(静岡式)

り歩くこともあったという。

又、副業に藁製品を作っている者同志が、お互いの成果物を物々交換する場合もあった。その場合の相場は、米畚10枚＝農用藁1荷であったとのことである。

6. ま と め

このように、平群町で藁製品作りの副業が盛んであった原因は何にあったのであろうか少し考察を加えてみたい。

平群町は、地形的にみると、平群谷といわれているところで『奈良県地誌』⁴³によると、準山間地域で、自然条件は、標高250m以下の耕地、降水量1500mm以下、砂壤土が多い。生産構造からみると、耕地率14～21%、山林率23～31%で畑も発達しているとある。

『平群町史』によると農業としては、米麦のほかにも副産物として、明治時代は菜種、茶、綿、煙草、大正時代には養蚕、果樹、草花、そして戦後は野菜、果樹、切花が盛んであり、農家戸数も明治41年746戸（全戸数の85%）、昭和9年には688戸（全戸数の73%）あり全戸数からみても圧倒的に農業人口が多かったことがわかる。これに対して、工業はふるわなかった。これは、準山間地域で平坦部が少なかったからであろう。

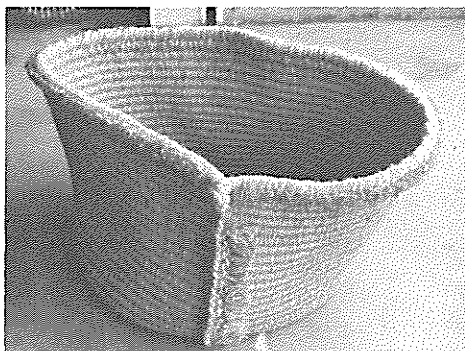
平群町の主な道は、竜田川に沿って南北に通じる清竜街道と、十三峠を越えて八尾方面に至る十三街道の2つである。明治41年頃の様子を「平群村是」⁴⁴から引用すると次のとおりである。

仮定県道清竜街道ハ竜田町大字竜田、竜田橋西詰ニ於テ仮定県道奈良街道ヨリ分岐シ本村ニ入り大字椿井、平等寺、下垣内、吉新、梨本、上庄、横原ヲ通過シ、南生駒村ニ入り、遂ニ北倭村大字北田原ニテ和河国界ニ達ス（中略）

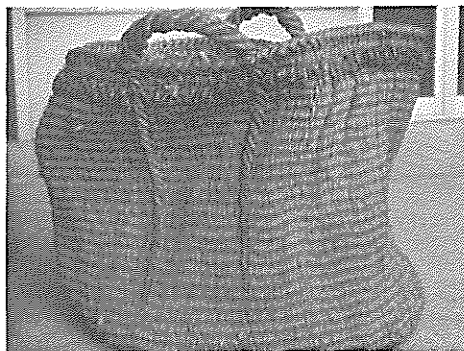
県補助道路十三街道ハ本村大字椿井ニ於テ、仮定県道清竜街道ヨリ分岐シ、大字椿井、西宮、若井、越木塚、福貴、福貴畑ヲ通過シ、河内國中河郡北高安村ニ入ル

このように平群町は、地形的には平坦地域が少なく準山間地域であるが、奈良県の北西端にあり、椿井で交差する十三街道と清竜街道が大阪方面に通じているので、大阪に出荷するための農業の副産物や藁製品作りが盛んになったのではなかろうか。

特に、藁製品の場合は、明治末に、椿井に藁製品を取り扱う吐田商店ができて、平群町だけでなく近隣の市町村の藁製品を一括して集荷するようになった。さらに、吐田商店で



▲越木塚畚



▲泉畚

は、大正末からは、製繩機や製蕨機の普及に努めたという。この吐田商店の出現も、平群町で広域にわたって、江戸時代以来の蕨製品作りが続いた原因であろうと思う。

表2をみるとわかるように、蕨を例にとっても、次第に増産されている。奈良県下全体からみても、平群町は、生産量がかなり高いことがわかる。県下全域ではこれ以後、増減はあるが、昭和40年代前半までは蕨製品作りが続くのである。

平群町の蕨製品の副業は、江戸時代からの副業の一つとして継続してきた例である。江戸時代はフリ売りが主体であったと思われるが、明治末になると、仲介業者が出来て問屋を通じて蕨製品を売ることになった。蕨製品を作る用具も手作業中心から、機械化した。しかし、平群町の蕨製品の内容は、江戸時代から利用していた農用蕨や畚であった。大正末に製蕨機が普及したときに同じ蕨でも薄蕨作りにかわることもできたのに、ほとんどの農家は昔ながらの農用蕨を織り続けているのである。近世文書に載っている農間稼の年号から昭和30年頃まででも200年前後、農用の蕨製品作りを副業としてきたのである。ここに個々の農家というよりは村落共同体としての協調性を垣間見るように思う。

又、長い間に培われてきた生活の知恵でもあったろう。農家にとって、農用蕨や畚は副業の対象であると同時に、必需品でもあったから、自家用に作ったり、農家間で必要な蕨製品と交換したり、あるいは、シンド蕨のように1度自家用に使用した蕨を売ったりすることもできたのである。

今回の平群町の蕨製品の調査は、蕨製品の内容と地域との関係を中心に、歴史的な変遷のなかで少し考察を加えてみた。今後は、蕨製品の技術面を把握して、年代や地域による差異を明確にしていきたい。

末筆になりましたが、聞き調査等で御協力をして頂いた平群町椿井の吐田藤雄氏、越木塚の已波秀一氏、富貴の奥田権治氏、藤枝静枝氏、森田正市氏・初子氏に心からお礼申し上げます。

- 註1 近世文書名は次のとおりである。「越木塚様子大概書」「槻原村諸色明細帳」「白石畑諸色明細帳」「槻原村明細帳」「新家村明細帳」「上庄村明細帳」
- 註2 『平群町史』昭和51年刊
- 註3 『奈良県地誌』堀井甚一郎著 昭和37年刊 大和史蹟研究会
- 註4 『平群町史』昭和51年刊
- 註5 『大和国町村誌集』巻2
- 註6 『平群町史』昭和51年
- 註7 同上
- 註8 『蕨工品ニ関スル調査』大正9年刊 農商務省農務局

表1 農間稼一覧表

〔「平群町史」より転載〕

村名	史料の年代	男	女
越木塚村	享保6年(1721)	山稼	芋かせぎ
槻原村	享保9年(1724)	蕨かせぎ	奈良かせ 仕候
白石畑村	享保9年(1724)	山かせぎ むしろ かせぎ	芋かせぎ
槻原村	元文2年(1737)	蕨かせぎ	奈良芋う み申候
同	天保14年(1843)	山稼其外 蕨稼仕候	木綿稼仕 候
新家村 (現在の 吉新の 一部)	天保14年(1843)	蕨稼	糸稼
上庄村	天保14年(1843)	山稼其外 蕨織藁仕 事仕候	木綿織其 糸稼仕候
同	慶応4年(1868)	蕨かせぎ	糸かせぎ

表2 蕨の生産

年	平群町(村)枚	奈良県枚
明治14~15年	10,600 註5	
明治41年	26,450 註6	
大正4年	35,500 註7	総数1,151,557 販売用1,010,610 自家用 140,947

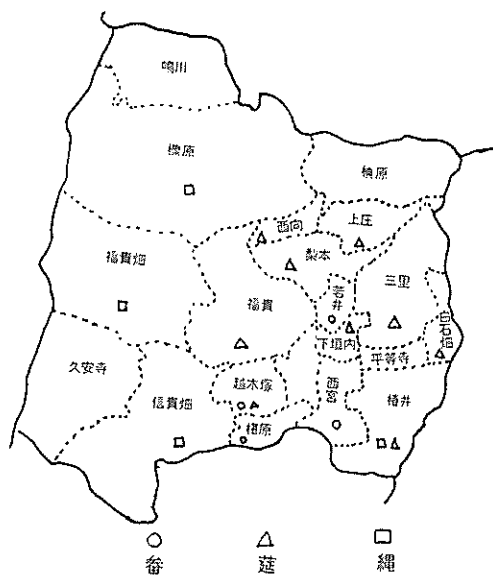


図1 大字の配置図

コビキノコとその職人

横 山 浩 子

はじめに

『民俗博物館だより』Vol.Ⅹ No.3において木挽職人の使用する前挽鋸について、これを専門に扱ったもと前挽屋職人の望月恵太郎氏(79才)からの聴取を中心に紹介した。その後同氏より前挽屋道具ならびに前挽鋸の寄贈を受けた。

また一方、7～8年前まで木挽職人として働いていた小東庄五郎氏より、その仕事の実際について聴取することができた。

そこで、ここにそれを報告したいと思う。

註) 小東庄五郎氏; 大正2年生まれ(71才)。
生駒郡平群町櫛原に在住(生まれも同所)。17才の時、木挽職人坂口タキノウ氏(当時35～36才)に弟子入りした。

1. 木挽について

葛飾北斎の有名な『富嶽三十六景』中の遠江山中図には、木挽が見上げるようなりこにかけられた巨大な角材を豪快に挽き切らんとする光景を描いたものである。これには無論浮世絵特有の省略、誇張された表現がなされているが、それだけに木挽の力強い仕事ぶりが私達に強い印象を与える。

このような木挽職人の姿は、昔は各所で見ることはできたはずである。木挽はかつての私たちの生活にとっては欠くべからざる存在であったから。

製材用縦挽鋸の出現は室町時代中頃といわれるが、このことによってそれ以前の製材方法＝木にくさびを打ち込んで割る打ち割り法によれば木目のきれいに通った良材でなければならず、しかも無駄が多い、という欠点を乗り越えた意義は大きい。

さらにいわゆる前挽鋸が現われたのは桃山時代頃のことと思われる。近世に入っの城郭、城下町の建設、民間の建築の拡大を支えたのがこの前挽鋸であったともいえる。

江戸時代、五畿内及び近江の木挽職人は大工・杣職などとともに京都御大工中井家に統轄されているが、これは幕府、禁中の諸普請の労力確保の意味あいがあった。^{IE3}

また材木商では材木の商品化に伴い、単なる丸太、板、割物を仕入れ、販売するだけでなく、建築用の定寸材の生産や需要家の求めに応じた製材業を兼ね、木挽小屋を持つ者があらわれた。大量の木材集産地では木挽を30人・50人とかかえ、各木挽がその熟練度によ

って分業に基く協業を行ったともいわれる。

無論木挽を必要とするのは上述のように大規模で特殊なところに限ったのではなく、山中でそのままでは搬出することができない大木の大割りや筏組みの時、檜木屋の材料の木の
大割、その他、村々のくらしのさまざまな場面で求めに応じ木を挽いた。

明治中期以降の製材機械の導入は、当然の如く彼ら木挽職人に打撃を与えた。

そのような中で、木挽の仕事は社寺などがその持山から自家の修理・増築などに用いる材を挽く、銘木を特にたのまれて手挽きする、というような特殊な場合に限られていった
しかしそれも奈良県内についていえば現在実際に仕事をしている木挽職人はいない。今回調査した小東庄五郎氏は木挽職人最後の世代の人である。

2. 木挽の仕事とその用具

1. 用具

1-a 前挽鋸、キガヤシ（木返しの意、キマワシとも）、墨壺、カスガイ（3～4丁）、
クサビ、カナウチ、ハツリヨキ〈写真4-1～4-3〉

1-b ヤスリ（3丁）、歯振槌〈写真2〉

1-a 類は木を実際に挽くために使用する道具、1-b 類は前挽鋸の歯の手入れのための道具である。職人は前挽鋸と他の道具を入れた道具箱をハツリヨキにひっかけて、それをついで現場に行くのである。

2. 仕事の手順

挽き方には、伏せ挽きの方法とリンに材をかけて挽く方法がある。

伏せ挽きは、リンにかけて挽くことのできない材を挽くときの仕方であって、『吉野林業全書』にも「船板を取る時及び杉・檜大木の胴割りの際の仕様」として紹介されている。

まず、小丸太の枕の上に挽こうとする材を倒し（丈は必要に応じ、適宜切っておく）、キガヤシで墨を打つ場所（表裏二ヶ所）を上に向けてハツリヨキではつり、墨を打つ。このとき山中での仕事の場合、足場の状態などによっては思った面を上向けることができないことがあり、そのときはそのままの状態でも横墨を打つことになるが、これは非常に熟練した腕が必要である。

次にカスガイで台と材をつないで固定させ、墨と墨をむすんだ径を鋸で挽いていく〈写

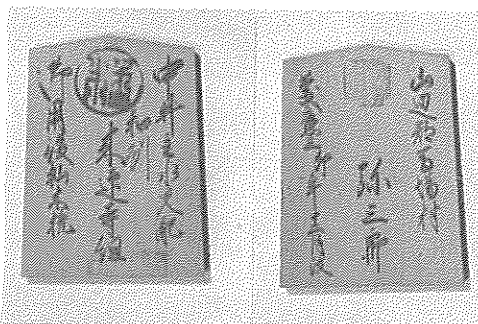


写真1 木挽鑑札

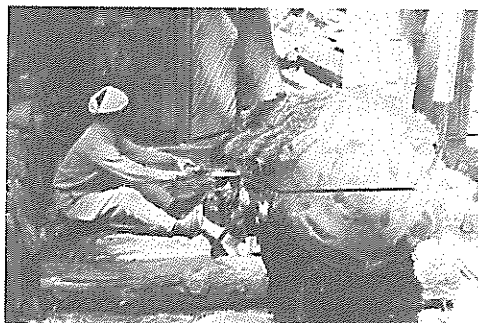


写真2 伏せ挽き(昭和30年代)

真3)。大木の場合、ふつうの前挽鋸では向こう側まで達しないことがあり、一人の場合はこちら側を五寸、向こうに回って五寸、というように交互に挽き進む。二人がかりで向かい合って挽いてゆくこともある。

リンにかけて挽く場合であるが、江戸時代文化2年(1805)の『近世職人尽絵詞』や既述した北斎の絵などを見るとリンにかけた木の上に乗し、いっきに挽き切る姿が描かれているが、『吉野林業全書』では上下二ヶ所に木を渡し、まず下のリンで半分挽き割り、上のリンにかけかえて残りを挽き切る仕方である。

3. 道具の手入れ

木挽はいかなる材をも正確に墨打ち通りに挽かねばならない。それには木のそれぞれの性質をみきわめ、また己の挽きぐせをも計算に入れた上で、そのつど鋸の目立てをし、あさりをつける必要がある。

前挽鋸の焼き入れは歯焼き法という特殊な方法をとるため、どうしても焼きが甘くなる傾向にある。そこで、1日に2～3回、鋸歯の目立て、あさりつけをしなければならない。

前挽鋸の目立てには、最底3種類のヤスリが必要である。

まず4-1のヤスリで歯の形を整えたあと4-2でチョンと呼ばれる部分をつくり、4-3でそれをさらに整える(写真4、図1参照)。このチョンの付け方が切れ味を決める。材質のやわらかい木は大きめに、かたい木は小さめにつくる。

鋸のあさりのつけ方が挽き道の正確さを生む。これには古くは「メハジケ」という道具を用いたというが、今は小型の槌(歯振槌)を使って行なう。

家であれば専用の台もあるが、現場では木にハツリヨキを打ちつけて、その背の部分を使って行った。

一人前の木挽がこのような目立て、あさりつけを完璧に行くと「三角のオガクズが出るものだ」という。

先の『博物館だより』で、前挽屋の仕事として「歯継ぎ」の方法を紹介したが、鋸の歯が折れるのはこのあさりをつけるときのツチの打ちぞこないの時なのである。

4. 木挽の報酬

小東氏からの聴取によれば、ジョウヨウとトオリビキという受け取り方法があったという。ジョウヨウは日当制、トオリビキは歩合制と考えればよいであろう。

トオリビキは2間の木を1尺幅の角材に挽くのをトオリ1尺と呼び、これを1日8尺挽けば一人前と言われ、これがほぼ標準でジョウヨウ1日分と同じ程度の金額になる。

ちなみに昭和30年前後の日当は800円くらいだったという。

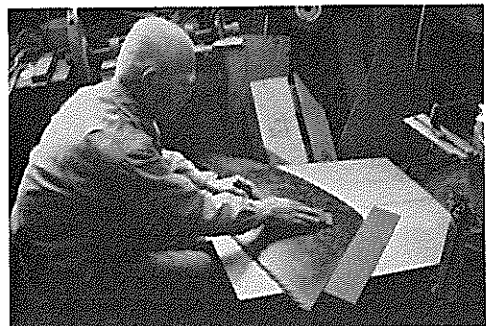


写真3 スキカンナをかける光景

5. 前挽鋸について

木挽職人の使う標準的なものは上下の幅1尺2寸～1尺5寸くらい、歯渡り1寸8寸程度のものである。ふつう幅1尺1寸5分であがり、と言われる。

今回望月氏より寄贈を受けた前挽鋸のうちに、規格外の特殊形のもものが8点あった。次にその呼称と寸法を示す〈写真7～11参照〉。

整理番号	呼 称	寸 法				
		長さ(cm)	幅(cm)	歯渡り(cm)	重さ(kg)	
K 2567	首 長 の 中 長	134.3	28.0	60.7	3.88	
K 2568	〃	131.9	29.0	60.2	3.87	
K 2569	大 長	130.1	31.0	74.1	4.50	※
K 2570	中 長	96.7	36.2	58.8	4.19	※
K 2575	首 長 の 中 長	120.9	32.5	70.0	4.90	
K 2576	半 尺	92.4	30.8	62.9	3.48	
K 2577- $\frac{1}{2}$	総 丈 五 尺 の 首 長	191.0	30.5	51.9		※
K 2577- $\frac{3}{4}$	〃	183.2	29.5	51.6		
④ K 2574	標 準 型 前 挽 鋸	84.5	41.0	54.2	2.98	※は柄付

これらは標準型前挽鋸ではとどかない長い直径を持つ大木を挽き割るため考案された道具である。

K 2577- $\frac{1}{2}$ 及び $\frac{3}{4}$ は一名芯挽きと呼ばれる。これは2丁で一組として、木挽が向かい合う形で2人で挽くように作られたものである。芯挽きとは樹の中心の芯を切る意。巨木でも芯のぬけたようなものには使用しないというから使用頻度はごく少ないはずである。

大正6年、台風で春日山の大量の木が倒れたといい、この風損木を挽くため特に望月氏の父親が作らせた。その後これは貸し鋸として北海道、四国、九州屋久島などに仕事に行く木挽達に貸し出されている。

もう一つ今回の寄贈鋸の中に興味深いものがあった。それは接ぎ道具と呼ばれる二枚の前挽鋸をガス溶接で接ぎ合わせたものである〈写真12〉。

昭和初め頃にもなると質の良い鋼の不足などもあり、前挽鋸の質は低下した。

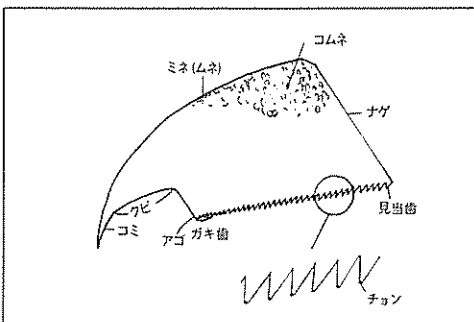


図1 前挽鋸各部の名称

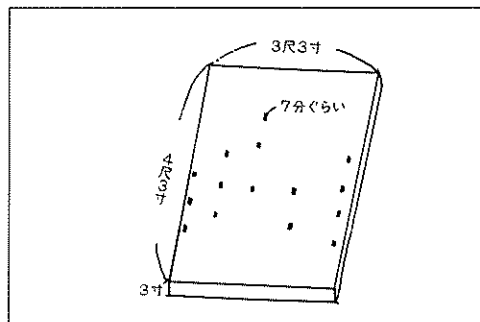


図2 スキダイ(望月氏の説明による)

そこで質は良いが幅が不充分になった鋸の再製が思いつかれたものと思われるが、時代を反映する資料としておもしろい。

3. 前挽鋸とその用具

前挽鋸を専門に販売し、歯焼き、歯継ぎ、鋸の厚みの調整などを行なう前挽屋職人の仕事内容については前に紹介したので繰り返してはのべないが、今回寄贈をうけた前挽屋道具についてここに報告する。

前挽屋は一種の鍛冶屋仕事であるが、一般の鍛冶屋道具の他に特徴的なものがある。

- ・ヤキバシ——歯焼き、歯継ぎの際、熱を加える鋸（写真13-1）。
- ・トモバシ——ヤキバシの上からはさみ、圧力をかける道具（写真13-2）。
- ・スキガンナ——鋸の厚みを調整する為のガンナ。ふつうの鋸ではセンを使用するが、前挽鋸は大型のため台ガンナ型のもので用いられるのであろう。手前から向こうに押して使用する（写真13-3）。
- ・スキダイ——鋸をすく際に固定させるための台。穴の部分に三ヶ所ほど楔（きり）を立てて固定する。すく方向の先には別の補助の台を置き、段差をなくす（図2）。

木挽はこの前挽屋に歯焼きをたのみに、1～2ヶ月に1度くらいは来たという。

1日鋸3丁の歯焼きでその日の生活費になる程度のもうけであった。

むすびにかえて

当館ではこれまですでに34点の前挽鋸を収集しており、さらに今回新たに望月氏より12点の前挽鋸の寄贈を受けたのを機にこれら前挽鋸、さらにそれを使用した木挽職人のことについて調べておこうと考えた。しかし先に寄贈を受けた鋸についてはすでに聴取調査を行うことは不可能な状態である。

今後は、さらに資料を収集し、その比較検討をつみ重ねていくなかで問題を深めていきたい。

註1) 村松貞次郎『大工道具の歴史』岩波書店（1973）

2) 同上

3) 『体系日本事叢書』産業史Ⅱ 山川出版社（1965）

なお当館にも慶応三年の木挽鑑札が収蔵されている（写真1）。

4) 『浪速木材業史』大阪木材新聞社（1967）

5) 日本学士院編『明治前日本建築技術史』（1961）丸善株式会社

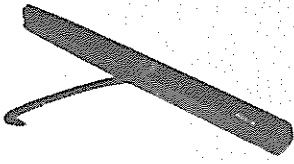


写真4-1 キガヤシ

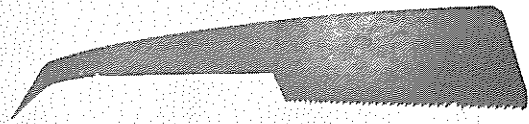


写真7 首長の中長

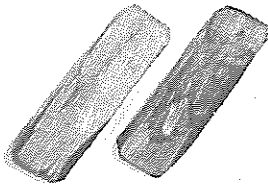


写真4-2 クサビ(ヤ)

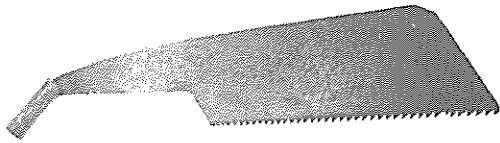


写真8 大 長



写真4-3 カスガイヒとカナウチ

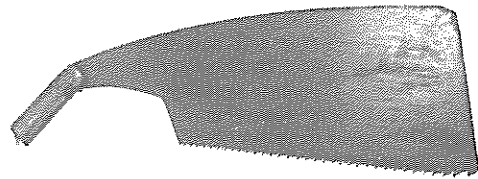
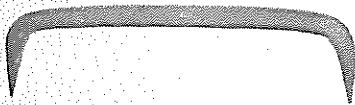


写真9 中 長



写真5 自立てのヤスリ



写真10 半 尺

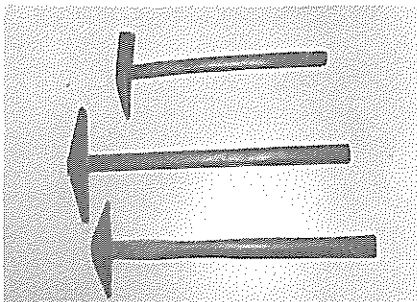
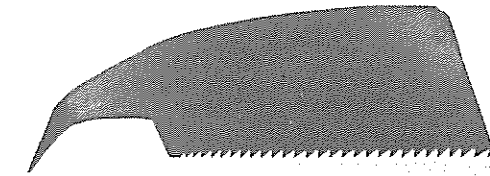
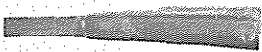


写真6 歯 振 槌

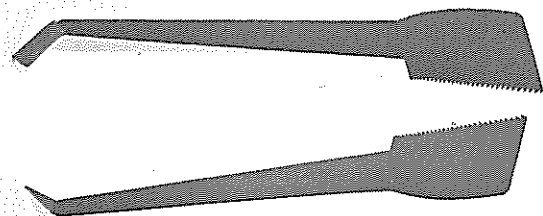


写真11 総丈5尺の首長

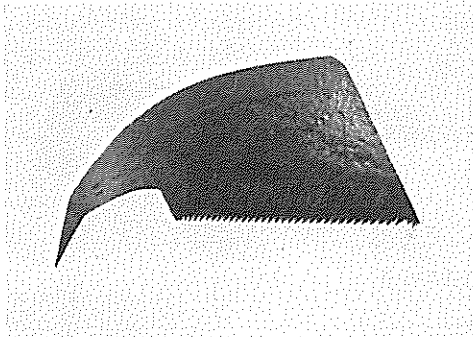


写真12 接ぎ道具

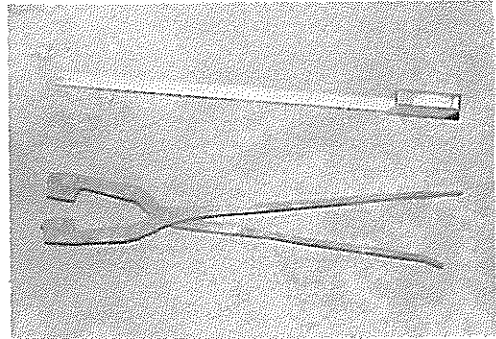


写真13-2 トモバシ

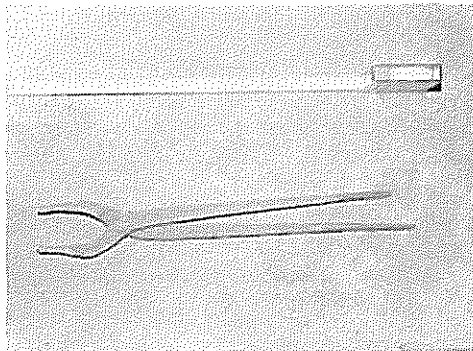


写真13-1 ヤキバシ

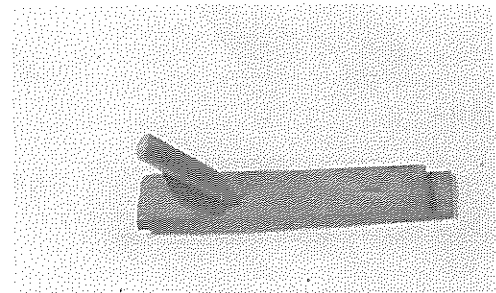


写真13-3 スキカナ

大和の南無天踊り図絵馬と 用具について

—とくに安堵村飽波神社蔵の絵馬と用具を中心として—

奥 野 義 雄

はじめに

大和の雨乞習俗としての南無天踊りについては、太鼓踊の形態として包括されて久しい。この太鼓踊として包括されることについては若干の疑問がのこるが、ここでは南無天踊りの絵馬に描かれた共通する芸態と、異なった芸態の存否と分析を行なっていくべき傍証となる用具について考えていきたい。

ただ、南無天踊り図に描かれた世界には、現実の村落内における雨乞習俗としての南無天踊りの様子を描いているか、否かという基本的な問題が潜んでいるといえる。

しかし、この問題も共通する描写には現実の世界が存在しているとみるべきであり、共通しない描写には現実の写真ではないと断言するよりも、むしろ個々の村落の特色とみるべきであると考えられる。このことは、南無天踊り絵馬に描写されている踊り用具の存在によって実証されるであろう。

したがって、ここでは南無天踊り図の描写が現実の反映であるか、否かということを現存する用具を中心に解きながら、踊りにみる芸態について検討していく基礎的操作を提示していきたいと考えている。

1. 南無天踊り図と踊り用具

南無天踊り図絵馬は、大和には九面現存し、高取町下子島の小島神社奉納の三面の内一面が、現存例中で一番古い年銘をもち、享保元（1716）年銘のものがそれである。また明日香村稲淵の宇須多岐比売命神社に奉納された南無天踊り図絵馬の慶応三（1867）年銘を江戸時代の新しい年銘の絵馬と考えられている——絵馬の新しい年銘のものとしては高取町下子島の大正二（1913）年の南無天踊り図絵馬がある——が、これらの南無天踊り図絵馬にかかわる踊り用具の現存する事例はほとんどないといっても大過ないであろう。

だが、これらの南無手踊り図絵馬に描かれた踊り手たちの持つ用具などを観察すると大きく二分されることが窺える。すなわち、現存する九面の南無天踊り図の内、五面の描写を表1にして、踊りの用具を分析すると、㉠から㉤までの5つの用具と、㉦から㉩までの用具に大別し得るであろう。

平群町平等寺の春日神社に奉納された文久元（1861）年銘の南無天踊り図には、他の四面にみられる㉔の御幣振り（ハタキ状のものを振る）のみが描かれていないが、㉔の鉦叩き、㉓のカンコ（羯鼓）打ち、㉒の大太鼓打ち、そして㉑の御幣持ちはすべて描写されているのである。ただ、㉓のカンコ打ちと㉑の御幣持ちとは一体のもの一いいかえるとカンコ打ちの人物が御幣を持っているという様態一であり、各々の南無天踊り図にみられる共通の用具と同様であることが、理解し得る。

一方、この平等寺の南無天踊り図と同じ形態のものとして、明日香村稲淵の宇須多岐比売命神社に奉納された南無天踊り図に描写されている踊り手の中には鉦叩きは存在せず、川西町結崎の糸井神社に奉納された天保十三（1842）年銘の南無天踊り図絵馬や、高取町下子島の春日神社に奉納された文政四（1821）年銘の南無天踊り図絵馬や、安堵村東安堵の飽波神社に奉納された南無天踊り図絵に描写されている共通する踊り手とその用具一ここでは便宜上〈共通基本型〉と呼称しておくことにしたい一と若干異なるが、〈共通基本型〉のものであることは明白である。ただ、この〈共通基本型〉に、平等寺の場合には「御幣振り」が欠落し、稲淵の場合には「鉦叩き」が欠如していたことになるといえよう。

しかし、これらの絵馬に描かれた踊り手や用具は、ほとんど現存していないのが現実である。だが、これらの南無天踊り図の内、安堵村東安堵の絵馬の場合、この絵馬に描写された踊り手と用具が現存し、この南無天踊り図の描写が写実的—現実の踊りに忠実である—という意味において一であるか、否かを検討する基礎資料となり得るであろう。

次にこの安堵村東安堵の飽波神社に現存する南無天踊り用具について触れることにしよう。

2. 安堵村東安堵・飽波神社の南無天踊り用具

安堵村東安堵の飽波神社で昭和57年6月頃発見された南無天踊り用具の現存数は114点にものぼり、南無天踊りの唄の冊子（1点）、太鼓〔羯鼓のこと〕（22点）、被り物〔黒毛〕（8点）、被り物〔赤毛〕（13点）、鉦の檣木（6点）、ウチワ〔小〕（25点）、ウチワ〔大〕（38点）、そして踊り衣裳〔黒〕（1点）が現存する。

これらの用具の内、22点の太鼓〔羯鼓〕には胴部に曲物を使っていたことが完形品（1点のみ現存）から窺え、この22点は曲物の胴部のない張皮〔両面一組〕部分であるが、この張皮の内面に、

天保五年 午九月吉日 新調え

北方三ツ之内

という年紀銘のものや、次のように太鼓の細工人のことを知る手掛りとなるものがある（傍点—奥野、以下同様にて略す）。

すなわち、

嘉永五子六月

北方庄屋

ぬ

〈周辺部に〉

嘉永五子六月日風圓村太鼓屋元八張之

という墨書銘がそれであり、「風圓村」にあった「太鼓屋元八」という人物が、嘉永五（1852）年に皮を張ったことを知る。この「元八」という人物が、どのような人物つまりどのような細工人であったのかということも、太鼓の張皮群の1点によって窺うことができる。すなわち、

(東カ)
阿ん登むら

(北カ)
方庄屋

という墨書銘のある張皮の周縁に

本家太鼓屋藤兵衛細工人元八

とあり、「太鼓屋」の「本家」である「藤兵衛」の「細工人」であった「元八」と考えるべきなのか、「太鼓屋」の「本家」である「藤兵衛細工人元八」と考えるべきかは明確にしがたいが—この文言から考えられるのは前者の「藤兵衛」の細工職人であった「元八」、本家の細工人であったことが窺える。

さらに、太鼓の細工人として、もう一人の人物が存在したことも窺えるのである。すなわち、

(花押) 東阿ん登村北方
北方庄屋

風根

細工彦六

という墨書銘がそれであり、同じ「風根」村に「細工彦六」なる人物が存在していたことがわかる。この細工人の「彦六」も、本家の太鼓屋と関連した人物であったと考えられるが、定かでない。

このように太鼓群には、太鼓の細工人つまり太鼓職人について知るべき墨書銘が少なからずあり、興味深い資料である。

さらに、この太鼓群においては、天保五（1834）年銘、嘉永五（1852）年銘、そして慶応三（1867）年銘のものがあり、約15～18年間の期間をあけて張皮の新調が行なわれていたことを知る。

このことは、この期間ごとに南無天踊りが飽波神社に奉納されていたと想定させる。そして、この太鼓群とともに他の用具は、この神社に奉納された南無天踊り図絵馬の写実性を検討する材料＝傍証資料となり得ることは大過ないところである。

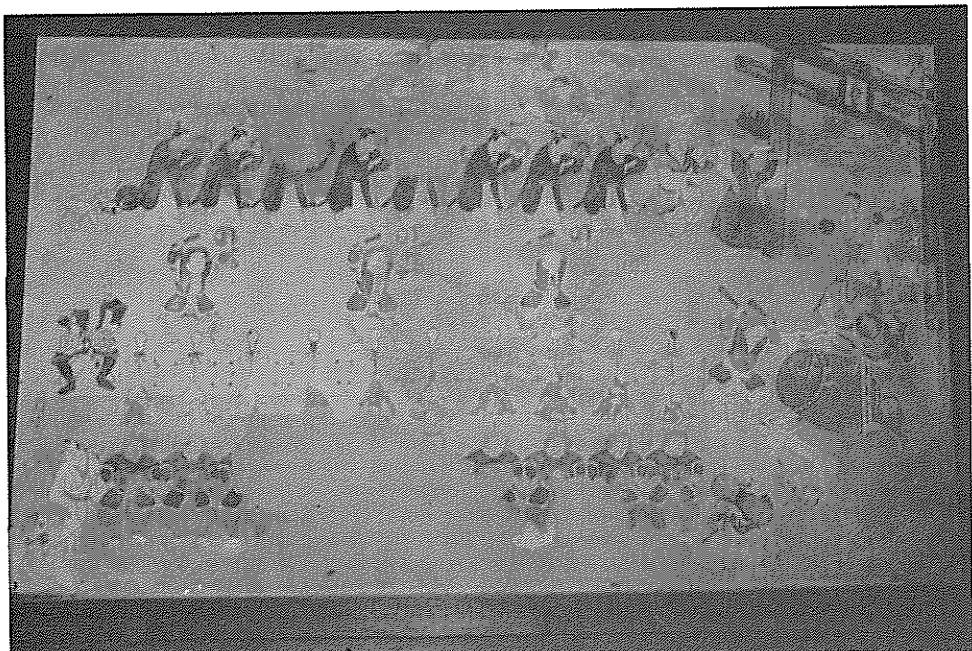
すなわち、これらの用具を表2にまとめ、すでに触れた表1の安堵村の場合と対比してみると、次のことが指摘し得るのである。すなわち、

- ① 表1の㉔の御幣持ちの用具は現存しないが、カンコ（羯鼓）の太鼓の存在から、御幣持ちの存在したことは事実であったであろう。
- ㉕ 大太鼓打ちの用具の存在は、現存例がないため、大太鼓と太鼓打ちが存在しなかったと言い得るかは明確にしがたいが、〈共通基本型〉の主な用具であったことから、大太鼓の存在を否定することは困難であろう。
- ㉖ 鉦叩きとその用具が現存するが、踊り図絵馬に描かれている鉦叩きは一人であり、現存用具—鉦自体の現存例はないが、鉦を叩く槿木がある—が6点あることと大きく相違する。
- ㉗ 御幣振りとその用具の現存例はないが、踊り図絵馬に描写されている御幣振り一人の存在をどのように考えるべきかという点が生起する。
- ㉘ 現存するウチワの用具（小形が25点と大形が38点）と、踊り図絵馬に描かれているウチワ持ち8人の存在とは、数的に大きく相違し、現存するウチワの大形と小形の使用方法はどうであったのか、という点が明確にしがたい。

という5つの点が指摘し得る。

さらに、被り物についても現存数と踊り図絵馬に描写されている人数（御幣持すなわち太鼓持ちの人数）との大きな相違も、何故に数的に大きな差があるのかという点も問題視せざるを得ない。

このように現存する南無天踊り用具と踊り図絵馬との間にある現実にはいくつかの差異がみられ、相対的には2つの芸態=型を認めえるが、南無天踊り自体を包括した芸態で絵馬に描写されていたと考えられないであろう、という問題を提起させるのである。



▲飽波神社の南無天踊り図絵馬

しかし、表1でみたごとく、南無天踊りの〈共通基本型〉は、現存する用具からも存在したことを容易に想定させる。

そして一方、この安堵村東安堵の飽波神社に奉納された南無天踊り図絵馬と現実の南無天踊りとの間には大きな差異が存在したことも指摘し得るとともに、この大差の存在にもかかわらず、南無天踊りの〈共通基本型〉は絵馬の図板にも反映していたゆえに、表1にみる五面による〈共通基本型〉が抽出し得たと考えることができるといっても過言ではあるまい。

結びにかえて

南無天踊り図絵馬については、現実の南無天踊りとの相関性において究明していかなければならないであろうと考えていたが、はからずも、安堵村東安堵の飽波神社の南無天踊り用具の発見によって、この問題を検討していく機会を得て、用具の調査に従事し得た。

そして、この用具の調査をもとに、あらためて各所に現存する南無天踊り図絵馬の描写の再観察と併せて考えることができたが、用具発見事例が飽波神社のみに限っているため南無天踊り図絵馬群の相対的な検討へと展開しえなかったといえる。

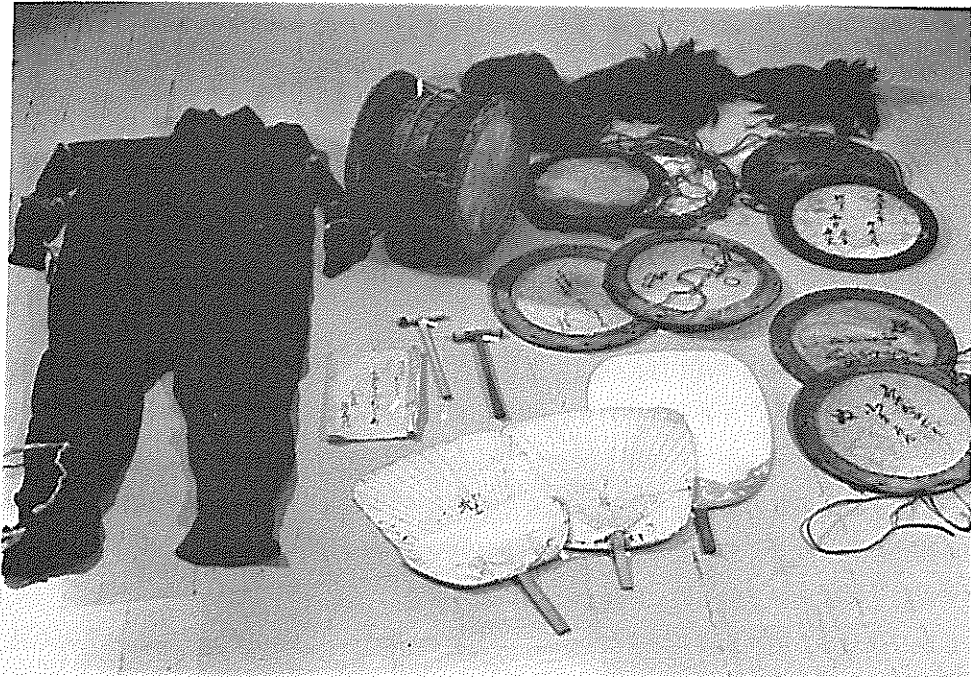
しかしながら、南無天踊りとその絵馬には〈共通基本型〉と〈付随型〉—各村落内の社会的かつ基本型に付随した形態という便宜上の呼称—とがあったことは想定し得、この〈付随型〉が村落内部でどのようにして醸成してきたかという課題も横たわっていることを指摘して結びにかえたい。

(1984. 2. 24 了)

表1 南無天踊り図絵馬にみる描写用具

用具種別	共 通 基 本 型					付 随 型					
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ	Ⓗ	Ⓘ	Ⓚ	Ⓚ
神社名	御幣持ち	大太鼓打ち	カンコ打ち	鉦叩き	御幣振り ハツヒのし	ウチワ持ち	笛吹き	天狗面	子供太鼓	ホラガイ吹き	鬼 面
川西町・糸井神社	⑥+⑥	①	⑦	⑥	⑩	/	/	/	/	/	/
明日香村・宇須岐比売命神社	⑧	⑧	⑧	/	⑨	/	④	①	/	/	/
高取町・春日神社	※	⑦	⑩※	②	⑧	/	/	/	⑦	②	②?
平群町・春日神社	※	④+①?		③+①?	/	/	/	①+①?	⑥	/	/
安堵村・飽波神社	※	①	③ ⑩※	①	①	⑧+①?	/	/	/	/	/

(註) ○印内の数字は人数を示す。 ※印は同一人物が持つものを示す。



▲飽波神社の南無天踊り用具（一部）

表2 飽波神社の南無天踊り用具

用具名	所在地	寸法(単位cm)						年銘の有無		備考
		タテ	ヨコ	アツサ (タカサ)	タテ	ヨコ	アツサ (タカサ)	有	無	
南無天踊りの唄の冊子	安堵村東安堵 飽波神社	14.8	17.2					明治33年銘	○	張皮2枚1組
南無天踊り太鼓	〃	張皮 33.0		(タカサ) 24.7	胴部 24.2	(タカサ) 24.1		不明		張皮2枚1組
〃 (張皮部分)	〃	〃 34.5		〃 0.8	〃 34.3	〃 1.4		天保5年銘	○	張皮2枚1組
〃	〃	〃 33.4		〃 0.9	〃 33.1	〃 1.1		慶應3年銘	○	〃
〃	〃	〃 33.4		〃 1.0	〃 33.5	〃 0.8		慶應3年銘		〃
〃	〃	〃 34.0		〃 1.0	〃 34.4	〃 0.9		嘉永5年銘		〃
〃	〃	〃 34.4		〃 1.1	〃 34.6	〃 1.4			○	〃
〃	〃	〃 34.1		〃 1.5	〃 34.5	〃 1.0			○	〃
〃	〃	〃 34.5		〃 1.0	〃 34.5	〃 0.9		嘉永5年銘	○	〃
〃	〃	〃 34.5		〃 1.2	〃 34.7	〃 1.0		天保5年銘	○	〃
〃	〃	〃 33.5		〃 1.1	〃 33.9	〃 1.1			○	〃
〃	〃	〃 33.8		〃 1.3	〃 33.1	〃 1.2			○	〃

南無天踊り太鼓 (張皮部分)	安堵村東安堵 鮑波神社	張皮φ	ヨコ (タカサ)	張皮φ	ヨコ (タカサ)	有	無	張皮 2 枚 1 組
		14.5	1.1	34.6	1.1		○	
〃	〃	34.2	1.15	34.0	1.2		○	〃
〃	〃	34.0	1.8	34.0	1.0		○	〃
〃	〃	34.1	1.2	34.2	1.1		○	〃
〃	〃	33.5	1.5	34.0	1.1		○	〃
〃	〃	34.7	1.5	34.0	1.0		○	〃
〃	〃	34.0	1.5	34.4	1.3		○	〃
〃	〃	33.6	1.1	34.0	1.1		○	〃
〃	〃	33.0	0.8	33.0	0.8		○	〃
〃	〃	34.5	1.1	34.5	1.1		○	〃
〃	〃	33.7	1.5	34.6	1.2		○	〃
南無天踊り被り物 (黒毛シャグマ)	〃	(頭部布部分) タテ 19.9:18.2		(頭部タテのリング) φ 10.1: 1.3			○	毛の長さ49.2
〃	〃	アノサ (タカサ) 18.2:19.1		タテ (頭部タテのリング) 10.0: 1.2			○	〃 37.6
〃	〃			3.0	1.0		○	〃 48.5
〃	〃	20.6	0.95	11.0	1.4		○	〃 38.6
〃	〃	17.6	0.85	10.3	1.4		○	〃 46.5
〃	〃	18.5	19.1	10.5	0.75		○	〃 46.5
〃	〃	22.7	0.8	11.0	1.4		○	〃 31.9
〃	〃	19.4	1.1	10.9	1.05		○	〃 45.9
南無天踊り被り物 (赤毛シャグマ)	〃	(頭部布部分) 16.9					○	毛の長さ17.4
〃	〃	15.2	0.35				○	〃 20.4
〃	〃	15.4	14.6				○	〃 17.8
〃	〃	16.0	14.4				○	〃 16.9
〃	〃	16.5	0.45				○	〃 15.3
〃	〃	15.5	15.2				○	〃 15.5
〃	〃	15.9	15.2				○	〃 15.4

南無天踊り被り物 (赤毛シャグマ)	安堵村東安堵 飽波神社	タテ	ヨコ	アツサ	タテ	ヨコ	アツサ	有	無	毛の長さ15.2
		頭部布部分 (ワカサ)					(ワカサ)			
		15.8	15.2						○	
〃	〃	15.2	14.4						○	〃 13.4
〃	〃	15.8	15.9						○	〃 11.4
〃	〃	14.9	16.9	0.4					○	〃 17.1
〃	〃	17.2		0.5					○	〃 18.1
〃	〃	20.4		0.3					○	〃 15.4
南無天踊りの鉦の檜木	〃	(柄)			(叩き先)				○	
		1.5	25.3		9.1		1.5		○	
〃	〃	1.5	25.1		9.2		1.5		○	
〃	〃	2.0	25.0		9.6		1.6		○	
〃	〃	1.5	25.2		9.2		1.25		○	
〃	〃	1.25	25.1		1.3		9.3		○	
〃	〃	1.2	6.2		1.4		9.0		○	
南無天踊りウチワ(小)	〃				(柄の部分)				○	
		44.7	34.0		10.2	1.5	0.5		○	
〃	〃	44.8	34.3		10.2	1.7	0.5		○	
〃	〃	47.7	30.8		13.7	2.1	0.5		○	
〃	〃	39.6	27.7		11.2	1.6	0.5		○	竹の骨のみ現存
〃	〃	42.7	33.1		8.0	1.7	0.45		○	
〃	〃	46.0	31.2		11.0	2.1	0.55		○	
〃	〃	46.0	32.5		11.4	2.0	0.8		○	
〃	〃	46.0	32.9		11.0	1.6	0.5		○	
〃	〃	44.5	29.8		11.1	2.3	0.5		○	
〃	〃	11.1	2.3		13.7	2.0	0.45		○	
〃	〃	47.4	34.2		12.3	2.0	0.35		○	
〃	〃	46.3	29.4		12.3	2.1	0.7		○	
〃	〃	50.5	31.8		17.0	2.1	0.45		○	
〃	〃	45.5	32.8		10.4	1.5	0.5		○	

南無天踊りウチワ(小)	安堵村東安堵 飽波神社	タテ	ヨコ	アツサ (タカサ)	タテ	ヨコ	アツサ (タカサ)		有	無
		48.5	32.4		13.6	1.8	0.5		○	
〃	〃	44.1	34.4		9.6	1.48	0.6		○	
〃	〃	49.9	30.5		16.2	1.9	0.5		○	
〃	〃	50.5	33.0		15.7	1.6	0.45		○	
〃	〃	48.5	32.5		14.2	2.2	0.45		○	
〃	〃	50.4	33.7		15.9	2.0	0.45		○	
〃	〃	48.8	31.8		13.5	2.15	0.4		○	
〃	〃	50.8	32.4		15.8	1.7	0.7		○	
〃	〃	46.2	31.9		10.2	1.9	0.45		○	
〃	〃	48.3	29.8		13.8	1.9	0.45		○	
〃	〃	48.9	31.2		14.3	2.05	0.45		○	
南無天踊りウチワ(大)	〃	54.1	34.1		11.2	1.95	0.5		○	
〃	〃	53.7	33.7		10.6	2.1	0.5		○	
〃	〃	52.3	33.45		9.9	2.1	0.6		○	
〃	〃	52.9	33.6		9.6	2.65	0.6		○	
〃	〃	54.6	31.6		12.2	2.2	0.5		○	
〃	〃	54.8	31.6		12.2	2.2	0.5		○	
〃	〃	53.8	32.4		11.2	1.2	0.5		○	
〃	〃	53.0	33.0		10.1	1.15	0.5		○	
〃	〃	53.65	32.2		10.1	2.1	0.5		○	
〃	〃	54.1	34.4		10.6	1.8	0.5		○	
〃	〃	53.3	34.1		9.9	2.0	0.5		○	
〃	〃	55.8	33.3		12.6	2.15	0.65		○	
〃	〃	52.8	33.15		10.2	2.3	0.65		○	
〃	〃	55.7	33.6		12.3	2.3	0.5		○	現存部分
〃	〃	53.05	33.4		10.6	2.3	0.55		○	

南無天踊りウチワ(大)	安堵村東安堵 飽波神社	タテ	ヨコ	アツサ (タカサ)	タテ	ヨコ	アツサ (タカサ)		有	無	
		56.25	34.3		12.2	2.15	0.5			○	
〃	〃	53.35	33.45		10.7	2.4	0.6			○	
〃	〃	53.9	33.15		11.0	2.1	0.5			○	
〃	〃	54.9	32.1		11.6	1.2	0.6			○	
〃	〃	54.2	33.4		11.1	1.2	0.65			○	
〃	〃	54.1	35.0		10.3	2.1	0.65		○		現存部分
〃	〃	53.9	32.7		11.3	2.3	0.6		○		現存部分
〃	〃	55.5	34.8		12.4	2.0	0.65			○	
〃	〃	53.4	35.2		10.2	2.0	0.5			○	
〃	〃	54.4	34.9		10.8	2.4	0.55			○	
〃	〃	53.9	34.1		10.8	2.2	0.6			○	
〃	〃	54.6	34.6		11.4	2.15	0.6			○	
〃	〃	50.2	34.0		12.9	2.3	0.55			○	
〃	〃	57.0	34.7		13.2	2.1	0.65			○	
〃	〃	54.2	33.25		11.6	2.5	0.6			○	
〃	〃	54.2	35.2		11.1	2.2	0.65			○	
〃	〃	53.0	33.95		10.2	2.1	0.65			○	
〃	〃	53.9	33.0		11.15	2.45	0.7			○	
〃	〃	53.8	34.9		10.4	2.1	0.65			○	
〃	〃	52.8	32.9		10.1	2.1	0.64			○	
〃	〃	54.4	32.9		11.4	2.2	0.69			○	
〃	〃	53.1	34.2		10.3	2.3	0.69			○	
〃	〃	52.8	32.3		10.0	1.95	0.69			○	
南無天踊り・衣裳(黒)	〃	141.8	60.0	脚 51.3	28.0	手 44.0	15.0			○	

※追記 飽波神社蔵の南無天踊り用具の調査にあたっては、同神社の宮総代の方々のご好意を得たことを、ここに記して末尾ながら、感謝いたします。

奈良県立民俗博物館研究紀要 第8号

発行日 昭和59年3月30日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545 (大和民俗公園内)

印刷所 (株) 中西文山堂
橿原市今井町3丁目31の1